

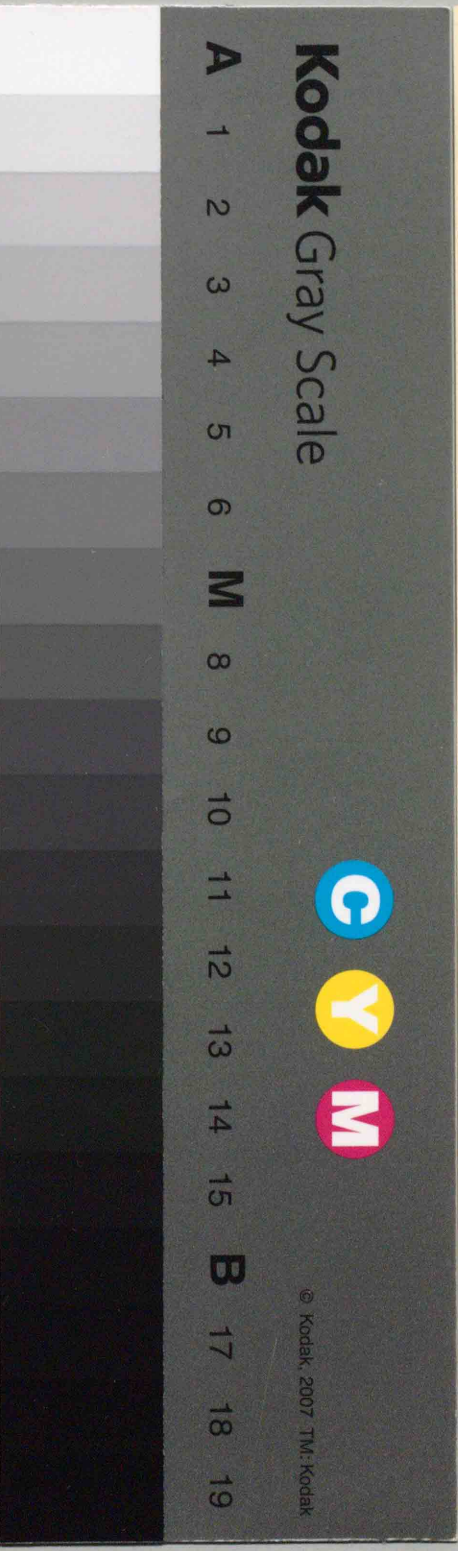
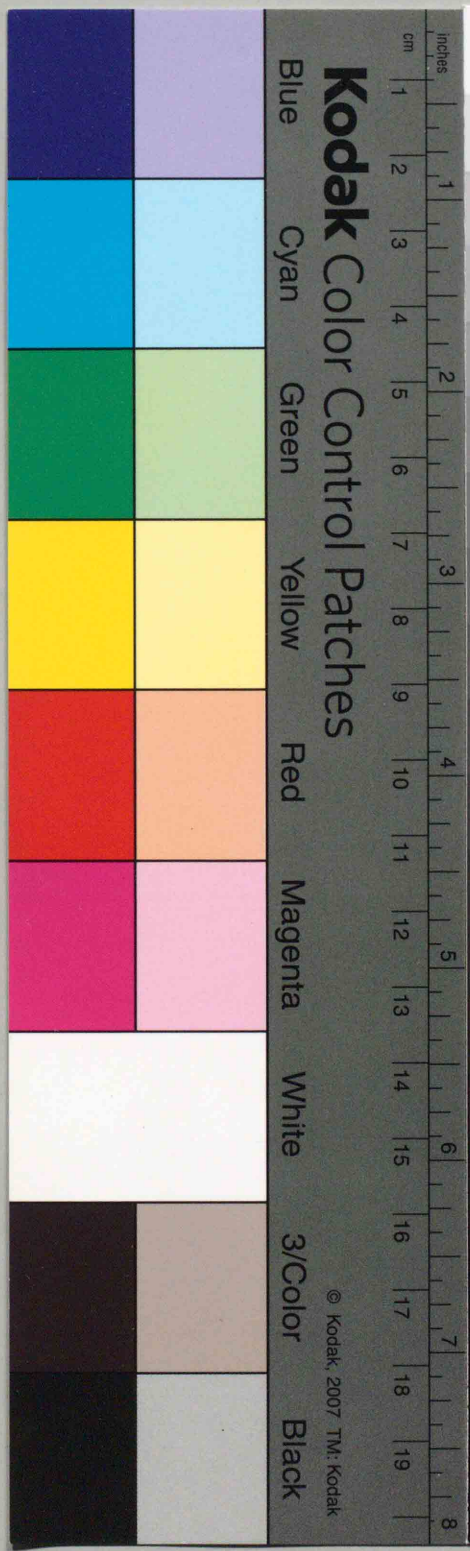
教科書文庫
4
302
42-1932
2000054298

法學博士河田嗣郎
法學博士鳩山秀夫
共著

女子公民教科書

卷上

館成開京東



40397

教科書文庫

4
302 307
42-1932
20000 54298



資料室

教科書文庫
4
302
42-1932
2000054298



濟定檢省部文
用科民公校學女等高 日十二月八年七初

郎嗣田河 士博學法
夫秀山鳩 士博學法
著 共

書科教科民公子女

広島大学図書
2000054298



館成開京東



375.9

Ka23



天祖の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が
子孫の王とますべき地なり爾皇孫就て
治らせささく寶祚の隆えまさんこと天
壤と與に窮なかるべし

五箇條ノ御誓文

(明治元年三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢々トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ
精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實
效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德
ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛

共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

各國務大臣副署

勅語

(昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先徳ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシムコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ

之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラシムコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ



(筆陽南乾) 文誓御條箇五

鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是
 レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
 夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日
 進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心
 惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永
 ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切
 ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承
 ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス
 有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ
 所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト
 俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

例 言

一 本書は高等女學校並にこれと同程度の各種女學校の公民科教科書として、高等女學校令に本づき、同令施行規則、高等女學校及實科高等女學校教授要目に則つて編纂したものである。

一 本書は所定の教授時數に於て取扱ひ得ることを限度として、なるだけ多方面に互り、殊に日常生活に直接關係ある事項を網羅することに努め、而もこれ等の材料を十分に整理して、平明簡素な叙述によつて纏め上げたものである。即ち複雑難解な専門的知識に屬する事項をも、極めて正確に且又安易に把握することの出来るやうにしてあり、この點に於て教授上の便益が多大であると信ずる。

一 本書はいふまでもなく、女子のためにといふことに深く留意し、將來主婦たり母たるべき女子本來の使命に鑑み、最も現代に缺くべからざる教養の中樞をなすものとしての公民科の任務を果さしめる上に、少しも遺憾のないやうにした。併しそれと同時に、現に學校生活を營みつゝある女子の立場をも考慮し、充實したその日その日を送るのに有力な資料たらしめることを忘れなかつた。

一 本書は右の趣旨により、女子にとつて差當り必要な項目については、特に具體的に徹底的に解説し、女子がその周圍から、それぞれみづから公民科的資料を蒐集し得る能力と、それ等によつて公正な判断をなし得る眼識とを養はせることを努めた。例へば、婚姻に於て婚姻豫約のことに説き及ぼし、國防と國民に於て銃後の力としての女子の活動に涉つてゐるなどが、即ちそれ

である。

一 本書は他學科との交渉聯絡に注意したが、とりわけ修身との關係を重視し、兩科が互に相須つて各教科の中心たるべき實質を具へるやう、記述の上にも周到な用意をめぐらしたつもりである。

一 本書は間、本文中に小活字を交へて、分類の細目に及んでゐる事項、便宜上附帶的に授けてよい事項、生徒の自學に任せて然るべき事項などを示しておいたが、これ等の取扱についてはすべて教授者各位の取捨斟酌にお任せしたい。

一 本書は上欄を利用して、本文の理解に必要な術語の説明または關係法令の要旨その他を掲げた。併しこれ等もまた各位の方寸に従つて、適當に取扱はれるやうに望む。

一 本書は所載の寫眞・圖表などによつて、本文を一層効果的なも

のにしてゐると思ふが、詳しくいへば、それ等には本文の解説を補足するものの外になほ一見すれば本文とは直接関係がなさうであつて、實はそこまで附説しなければ活きたものにならないといふやうな種類のものにも及んでゐる。かやうな點について、著者の心づかひが少くなかつたことを附言したい。

一 本書は寫眞の選定、統計の蒐集などについて、公私各方面の團體・個人の厚意を辱うしたことが頗る多い。特にこゝに記して感謝の意を表する。

昭和七年七月

著者 共 識

女子公民科教科書 卷上

目 次

第一章	人と社會	一
	人と社會 共存共榮 國家の重要意義	
第二章	我が家	六
	家庭生活 我が國の家族制度 戸主 家族 親族	
	婚姻 戸籍 相續	
第三章	一家の生計	二五
	一家の收入 生計費 勤儉貯蓄 保險 財産	
第四章	職業	三七

職業と人生 職業の選擇 勤勞と研究 職業と道德 二八

第五章 教育 三三

人と教育 家庭教育 學校教育義務教育 社會教育 三三

第六章 神社 五〇

神社 敬神崇祖 五〇

第七章 宗教 五四

宗教 信教の自由 五四

第八章 公安 五八

警察と公衆 災害防止 公衆と衛生 五八

第九章 地方自治 六五

地方自治の沿革 地方自治の精神 我が郷土 六五

第十章 市町村 七〇

市町村の自治 公民 議員の選舉 市町村會 市役所町村役場 市町村の財政 市町村の財産 八四

第十一章 府縣 八四

府縣の自治 府縣廳 我が府縣 八四

第十二章 農村と都市 九〇

農村と都市 農村生活 農村の開發 都市の生活 都市の改善 九〇

第十三章 産業 一〇〇

産業と國民經濟 農業 工業 商業 其の他の産業 一〇〇

第十四章 貨幣及び金融 一一六

貨幣 物價 信用 金融機關 一一六

第十五章 交通 一二〇

女子公民科教科書
一人としての生活の中にある

女子公民科教科書

卷上

第一章 人と社會

人と社會 私たちは家・學校・市町村・道府縣國などに屬する一人であり、その關係するところはかなり多方面に互つてゐる。そして深く考へて見るまでもなく、私たちは孤立獨存して生活してゐるのではない。即ち私たちの生活は、或種の草木禽獸に見られる群落集團以上の立派な團體生活なのである。いひかへれば、私たちは單なる個人として存するのではなく、常に他の人々と相互に協力依存してゐる。それだからこそ、私たちはめい／＼を人として

そ

交通機關 交通と文化

○人は社会的動物である。
(アリストテレス)

社會とは如何
其の分類
をいふ分類
を説明せよ

人-- 助けをい

手書きのメモ

成育させることが出来るのである。こゝに私たちの屬してゐる
共同生存の團體を指して、一般に社會といふ。

社會は人類の社交本能に起源するといはれるが、その發達の跡
から察すれば、構成分子たる各個人が有する社會人としての自覺
の強さが、またこの團體の結合を固くし、組織を複雑にしたことが
知られる。そしてそれは、(一)家や國などのやうに、血縁地域などの
關係から自然的に成立した自然社會と、(二)學校や會社などのやう
に、特殊の目的などの關係から人為的に組織された人為社會とに
分つことが出来る。そのいづれにもせよ、私たちは自分の屬して
ゐる社會について、常に十分の理解を有し、その生活を有意義なも
のにするために、各自互に勵ましあひ助けあひ、その構成分子とし
て人たる、また女子たる任務を果す準備を整へておかなければな
らない。

共存共榮

社會は個人の集團であるから、如何なる場合にも個
人と切離しては考へられない。反對に、個人は同時に社會人であ
るから、社會と個人とは二にして一である。かうして個人相互が
連帶責任の自覺に於て、懸命にめい／＼の全力を傾倒してゆけば、
おのづから協力依存の實績が擧げられ、個人も社會も齊しく完成
されるやうになるのである。

私たちは、何よりもまづ平和を愛好し、幸福を希望する。そして
この見地から見て、社會と個人とを相共に進めてゆくために、社會
公共の繁榮を目標としなければならぬ。私たちは自分一人だ
けといふやうな、實際に調和しない行動を慎み、何事につけても共
に歩み共に努めるやうにしたい。否、それに止まらず、時としては
自分を投出す意氣込で、心から社會奉仕をなすことを樂しみたい。
これがやがて共存共榮の大義である。實にかやうな社會人に満

○國家が制定した行
 たは認定した行
 爲の規則を法と
 いふ。法は國家
 の目的とする
 ところを達する
 ためのものである。

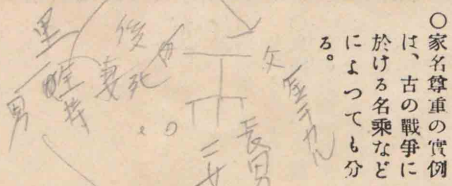
されて、はじめてその社會が永遠に進展するのである。
國家の重要意義 かやうに共存共榮を目ざして進む場合に、ま
 づ第一に望ましいのは、その社會を鞏固な結合力を有するものに
 したいことである。これには、各個人がそれら、堅實な構成分子
 たることは勿論必要であるが、更にそれ等全體の上に、強力な統制
 力が作用するやうにしなければならぬ。そのためには、その社
 會が所屬する人を特定のものにし、それ等の人々の住む土地をも
 特定のものにし、且またこれ等を支配する獨立絶対の中心力を有
 しなければならぬ。國家とはこの種の社會をいふのである。
 これをその發達の歴史に徴するに、社會の幼稚な時代には、社會
 的慣習や宗教的儀禮や民族的禁忌などによつて、協同の生活のた
 めの準則が見出されたのであつたが、漸く開明に赴くや、別に道德
 的規範に立つて、必要な生活上の統制を認めることが加はり、次第

國家とは
 其の治りも
 其の法も
 其の力も
 其の威も
 其の徳も
 其の義も
 其の仁も
 其の禮も
 其の智も
 其の勇も
 其の信も
 其の忠も
 其の孝も
 其の悌も
 其の節も
 其の廉も
 其の恥も
 其の勇も
 其の信も
 其の忠も
 其の孝も
 其の悌も
 其の節も
 其の廉も
 其の恥も

○領土・人民・主權
 は國家成立の三
 要件である。

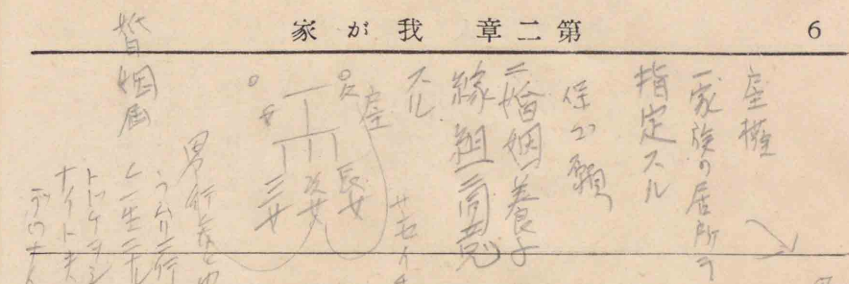
○この權力を主權
 といふ。

に人々の團體意識が濃厚になつて來た。然るに、社會が益々複雑多
 端になるに及んでは、これ等以外に有力な直接な權力が現れて、反
 社會的な種々の障礙を除き、適當に人々に協同を強ひて、そして所
 屬のすべての個人をして生活を享樂し、福祉を均等に得させるや
 うになつた。これが即ち國家である。
 かやうにして私たちを育ててくれる國家は、社會組織の最高段
 階に位するものである。それゆゑ、國家は他のあらゆる團體に比
 して、最もよく私たちの生活を保障し、私たちをして人たるの本領
 を發揮させてくれる。一切の學藝・宗教・軍事・産業など一として、直
 接間接に國家の恩澤によらないものはない。この點から見て、國
 家の重要意義が明かである。實に國家による生活こそは、人とし
 て希ふべき、現存する最上の社會生活を示すものといつてよいの
 である。



る點からいつて、將來にとつてもまた頼もしいものである。
我が國の家族制度 我が國では、家はこれを祖先に承けて子孫に傳へるといふ精神に本づいてゐる。即ち祖孫一體となつて、家の名を重んじ譽を尙ぶのが、古來の美風である。隨つて昔から家には一系の氏があり、家に屬するものは必ずその氏を稱し、濫りにこれを變更することを許されなかつた。
 上代にあつては、多くは氏を以て職を分ち、氏には氏上があつてその氏族を統率し、相共に國民の大宗家にまします皇室に仕へ奉り、こゝに忠・君・愛・國・と・祖・先・崇・拜・と完全な聯絡を保つてゐた。いはゆる忠孝一本の事實も、我が國體の萬邦無比な所以も、また多くかやうな點に基してゐる。
 即ち我が國の家は親から子へといふ主義で、専ら縦のつながりを主眼として同族が相集り、以て協同の生活を營む趣旨に出てゐる。

子
三才
三才
考へカアルカラ



第二章 我が家

家庭生活 國家が社會組織の最高階段を示すのに對し、家はその最も自然的で基本的なものである。これは人類本然の情愛に成り、血族的に結ばれた社會である。殊に我が國に於ては、親子・本位の組織により、家長を中心として、父母・祖・父母・子孫・兄弟姉妹などが集つて相和樂するところである。
 隨つて我が國の家庭生活には、協力依存・連帶互助の傾向が著しい。一家のうちでも、男女その執るところに別があり、長幼その職分を異にしてゐるが、總じてこれをいへば、敬愛篤實、おのづからよゝい家庭を成すものである。そしてこのなごやかな家庭生活は、まさしく國家の生命である。それはたゞ現在に喜ばしいものであるばかりでなく、更に善良な兒孫を養ひ、次代の國家をよりよくする。

母
子
孫

親のいふべきことを承へるに當り、其の徳を以て祖・父・祖・父・孫・兄弟姉妹を以て之を敬ふべし。

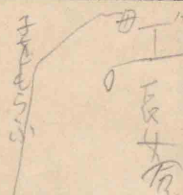
男
主
権

○民法とは、一般
人の財産上及び
身分上の関係を
規定した法典で
ある。

る。尤も現代では經濟その他の事情からして、或は一家の全員が同居することの出来ない場合もあるが、併しこれとても歐米諸國に見るところとはかなり異なつた家の觀念によつて繋がれてゐるといふことが出来る。

歐米でも家庭生活は重んぜられる。たゞその家庭はいはば夫婦本位であり、そして本づくところは個人主義の思想にある。それに比すれば、我が國の家は、固有の家族主義を現代的に活かしたものだといふべきである。

戸主 家には家長があつて、その家を統べてゐる。民法では、これを戸主といふ。戸主は男女いづれでもよい。戸主によつて統べられるものを家族といふ。戸主は家の柱石であるから、一家の和合を圖り繁榮を期するために、家の中心たるべきであるが、なほ家族に對して、(一)居所を指定し、(二)婚姻養子縁組などに同意し、(三)家族が戸籍を去り、または他家のものが自己の家族となるのに同意



禁治産
準禁

○戸主権を戸主み
づから行へぬ
事情があるとき
は、戸主の親權
者または後見人
が代行する。

○有夫の女戸主が
隠居をするに
は、その夫の同
意を要する。

し、(四)家族の禁治産準禁治産の宣告またはその取消を請求し、(五)家族の後見人・保佐人となるなどの権利がある。これを戸主権といふが、これは同時に義務をも伴つてゐる。その主なもの、は、家族を扶養することである。これ等の権利義務は戸主たる身分に專屬するものである。

戸主権は家督相續・分家・廢家再興などによつて得られ、死亡・隠居・國籍喪失などによつて失はれる。隠居は男子は滿六十歳以上にならなければ出来ないのを原則とするが、女戸主にはそんな制限がない。

家族 戸主によつて統べられる家族は、民法上からいへば、戸主の親族でその家にあるもの、及びその配偶者である。但しこゝにその家にあるといふのは、同一戸籍に共にあることを意味する。それゆゑ、實際にあつては、家は戸主をはじめとして、配偶者・祖父母・

○家族が戸主權に服さない離籍され、且扶養されないやうになることがある。

○血縁のつゞきのあるものを血族といふ。そして血縁のつゞきのないもの間に、親族關係を法律で認められたものを法定血族と

父母子兄弟姉妹などがあつたのを普通とし、その間に自然的な情愛の流露を見るのは、また當然のことである。

家族は戸主の扶養を受け、自己の財産を所有する權利を有し、戸主の命令に服従する義務を有する。家族には時に老齡・若年のものもあらうが、これ等は或は過去に於て家のために盡し、或は將來に於て盡さうとする人々であるから、戸主はもとより他の家族も、これ等の人々に對して奉養・撫育を懈つてはならない。なほ強壯有爲の家族がその能力を擧げて、その家の繁榮のために盡すべきはいふまでもないことである。

家族のうち、親子には、(一)血縁による實親子と、(二)法定血族關係にある繼親子、嫡母庶子養親子がある。繼親子は子と父の後妻、または母の後夫との關係のものであり、嫡母庶子は妻と夫の庶子との關係のものであり、養親子は養子縁組により自己の嫡出子たる身分を得させた關係のものである。

いふ。これは家族制度の上の必要から出たことである。

○養子縁組に際し、養子となるべきものが満十五歳未満の時は、その家にある父母が代つて縁組の承諾を與へる。

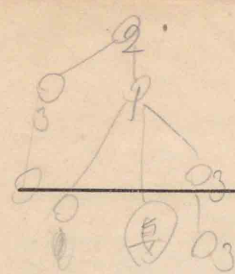
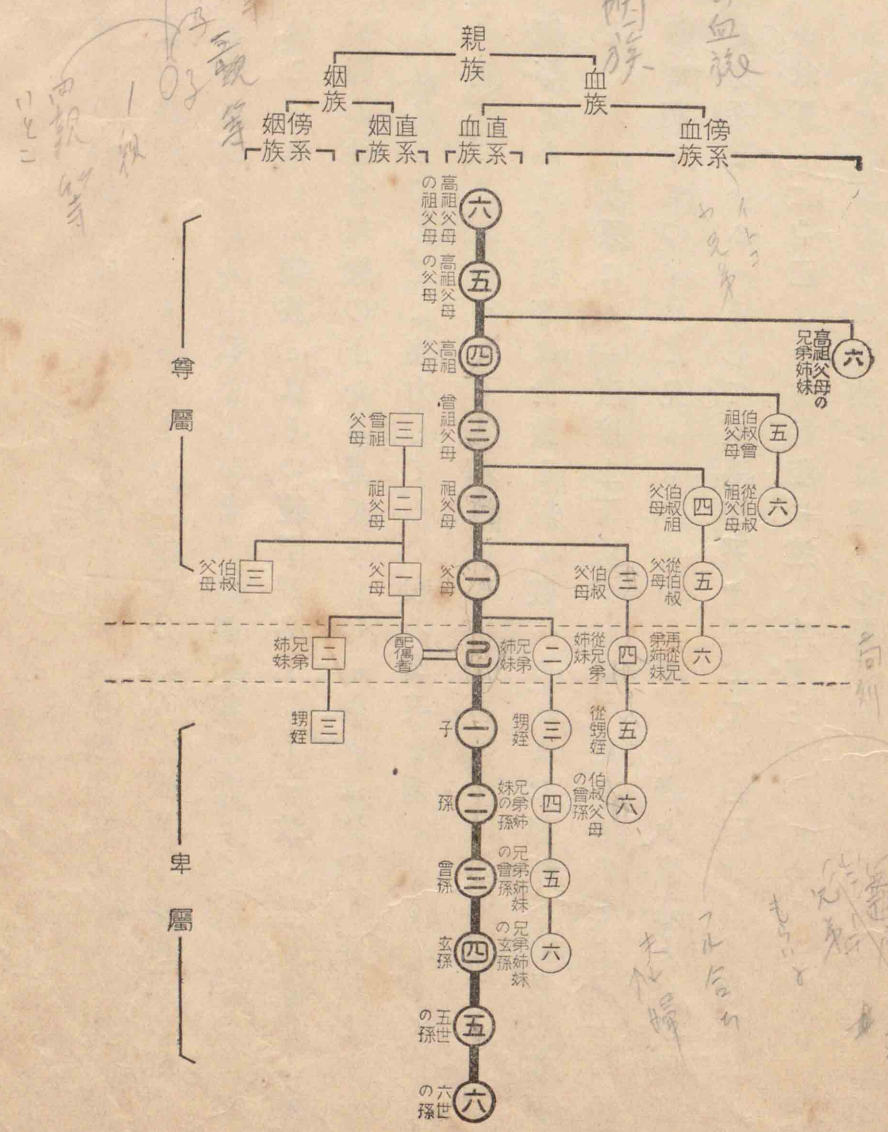
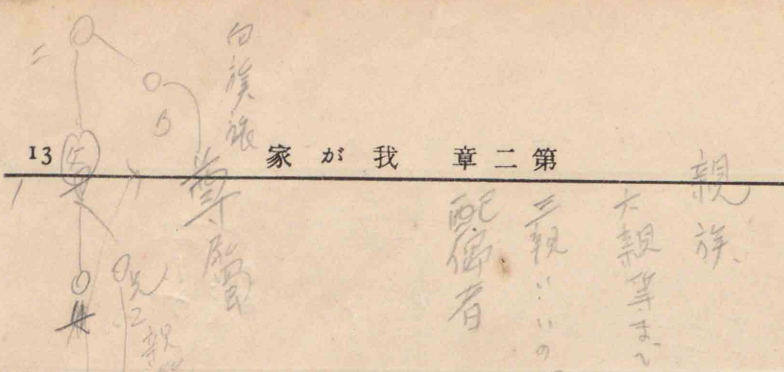
また實子には、(一)婚姻によつて生れた嫡出子、(二)父母の婚姻によらずに生れた私生子、(三)私生子で父に認知された庶子がある。これ等は、相續の場合にそれぞれ順位を異にしてゐる。

養子の制度は、一家の斷絶を防ぎ、且養親の老後を憂なからしめるために生じたもので、我が國の家族制度から見ても、ことに尤もなことである。それゆゑ、家督を相續すべき男子のあるものは、男子を養子とすることが許されない。養子をするには、縁組による。これは當事者の合意によつて成立し、市町村長に届出であることを要する。また縁組は協議若しくは裁判によつて解消することが出来る。これを離縁といふ。更に親子の關係に於て、親權がある。これは、父または母が未成年の子または成年に達しても獨立の生計を立てるに至らない子に對して持つ權利義務である。即ち、(一)監護及び教育をなし、(二)居

例は(一)(二)(三)

色けんたのり

親族



後見人
の場合に必要
ある。

所を指定し、(三)必要ある場合には懲戒し、(四)營業を許可し、(五)財産を管理することなどがそれである。子が親權に對して從順であるのは、法律上の理由からばかりでなく、道徳上から見ても極めて必要なことである。なほ母が親權を行ふのは、父のない場合、またはあつてもこれを行ふことの出来ない事情のある場合に限られてゐる。

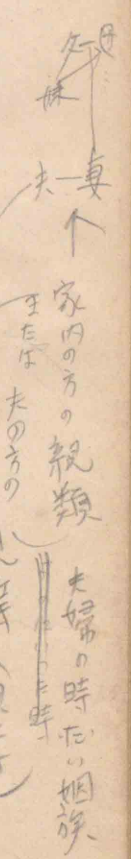
若し親權を行ふべき父母のない場合、または禁治産者を保護する必要がある場合には、後見人を定め、なほこれに對しては、別に後見監督人を設ける。後見監督人は後見人を監督する。

特定の人または家のために、後見人または後見監督人の選任監督など、重要な事項を決議するものに親族會がある。その會員は親族及び縁故者三人以上とし、裁判所がこれを選定し召集する。

親族 民法に於て親族といふのは、六親等内の血族、配偶者、三親

滿二十才に達したる

等内の姻族に限る。血族は、(一)自然の血縁關係にあるものと、(二)法定血族關係にあるものとの二種に分れる。姻族とは自己の配偶者の血族をいふ。私たちが普通に親類・親戚などと呼んでゐるのは、こゝにいふ親族とはその範圍が必ずしも一致しない。併し我が國の社會組織の上から見て、それ等の人々は法律が親族としてもしなくても、互に協力してその家の繁榮を圖るべきである。親族にはおのづから親疎・遠近の別がある。これを示すものが親等である。親等は世數を以て數へる。また親族の系統を親系といふ。親系には、(一)直接上下につゞけて見るものと、(二)同一の始祖に溯つてつゞけて見るものとがある。前者を直系といひ、後者を傍系といふ。そして直系傍系を通じて、(一)自己よりも始祖に近い尊屬と、(二)自己よりも始祖に遠い卑屬との別がある。かういふやうに、親族には種々の關係があるが、要するにいづれ



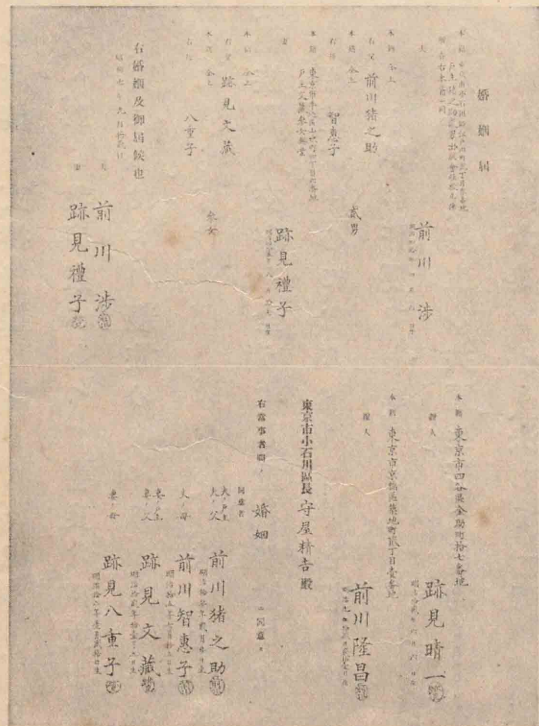
も家を中心として、その直接な支持・後援に當る人々である。私たちはこの間の事情を考へ、單に我が家にあつて善良な戸主または家族たるばかりでなく、更に私たちの親族のすべての人々からも親しまれ敬はれるものにならなければいけない。殊に女子は將來一家の主婦となり、親族間の交際を全うする重い地位に立ち、吉凶禍福につけて相頼り相睦ぶ中心になるべきことを想へば、今から親族のことについての心掛が肝要である。

婚姻 一男一女の合意により、終生の共同生活を目的とする結合を婚姻といふ。これは人生の大典であり、決して一時の感情、當座の便宜などからなすべきではない。父兄・先輩などの意見に聽き、その境遇・人物などを明かにし、眞に生涯を通じて敬愛するに足ると信ずる相手を選ぶのが、婚姻についての第一の用意である。さうすることは私たち自身にとつて大切なのは勿論、また廣く社



○父母のない未成年者は、婚姻に族會の同意を必要とする。

會的にも道徳的にも甚だ深い關係がある。随つて民法には、婚姻を成立させる要件としては、(一)當事者相互にその意思があり、(二)男は満十七歳以上、女は満十五歳以上であり、(三)直系血族・三親等内の傍系血族または直系姻族の間でなく、(四)重婚でなく、(五)男が満三十歳、女が満二十五歳になつてゐない時は、その家にある父母の同意があり、(六)夫婿養子の場合には、妻の本籍地または所在地の市町村長に届出をなすことなどが定められて



(くゞつに下らか上) 届 姻 婚

○いはゆる婚姻豫約不履行とは、内縁の夫婦の一方が婚姻の届出を拒むのを指し、豫め婚約をしておきながらその約束を履行しないのとは異なる。

この届出は婚姻成立の必要な条件である。實際に社會通念の上からは、立派に婚姻をなしたと見られる場合でも、この届出がなければ、法律上では正當な夫婦と認められず、いはゆる内縁の關係として法律の保護の及ばないのが、久しい間の例であつた。そのためにかやうな夫婦間の子は私生子となる外なく、その他種々の氣の毒な事情に陥ることがあつた。併し近來は、内縁の夫婦についても或種の效力が法律的に認められ、一方が婚姻の届出を拒めば、いはゆる婚姻豫約不履行の訴を提起することができ、そして物質的には損害賠償を、精神的には苦痛に對する慰藉料を請求することができるやうになつた。これは男子にとつてもさうであるが、殊に從來婚姻の上になら不利な立場にあつた女子にとつては、極めて重視されるべき傾向である。

○「家に入る」とは、「新に家族として戸籍に記載される」と見えてよい。

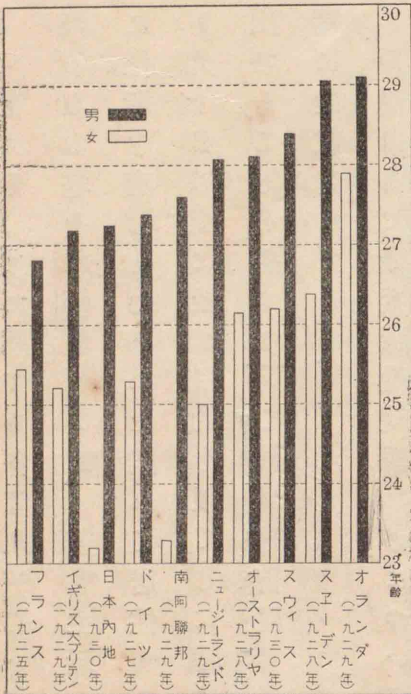
婚姻すれば、妻は夫の家に入り、入夫及び増養子は妻の家に入る。また妻は夫と同居し、夫妻は互に扶養する義務を負ふ。財産については、夫は妻の財産を管理し、通常その使用・収益の権利を有するが、特に婚姻の届出以前に、その財産を支配すべき原則を約束することが出来る。これを夫婦財産契約といふ。

また妻は日常の家事については、夫の代理人と認められる。それゆゑ、平素の家庭生活に於て、そのためになされた行為でさへある時は、すべて妻の行為は夫の行為として、直接夫をして第三者に對する責任を負担させることになる。これは主婦としての妻の地位に考へて、如何にも當然のことであるが、それにしても私たちは家に於ける女子の任務の重大なるを知らなければならぬ。婚姻は配偶者の選擇を慎重にし、自己の立場、家の事情を考へ、なほ廣く社會の良風美俗に鑑みて、公明正大にこれを行はなければ

book R

離婚の費用

○満二十五歳以下のものが協議上の離婚をするには、父母または後見人・親族會の同意を要する。



列國平均初婚年齢

ならない。そして終生の共同生活を営むべきである。併し人生には意外の波瀾があり、そのために婚姻の解消(離婚)を餘儀なくされることもある。

離婚には、(一)夫婦間の協議による協議上の離婚と、(二)裁判所によつてする裁判上の離婚とがある。協議上の離婚はこれを市町村長に届出で、裁判上の離婚は、夫婦の一方からその訴訟を提起し、裁判の確定を待たなければならぬ。

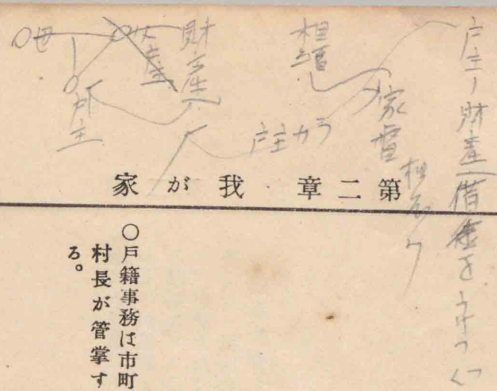
戸籍 すべて家の所在やその戸主・家族の身分関係を記載した公簿を戸籍といひ、これを地番に随つて纏めたものを戸籍簿といふ。

○戸籍事務は市町村長が管掌する。

戸籍はその家に属する各個人からいへば、これを本籍といひ、戸籍のある地を本籍地といふ。若し生活の本據として、本籍地以外に住所を有し、またそれを離れて居住する居所を有する場合、それが九十日以上に及ぶ目的を以てした時は、その地の戸籍役場に届出であることを要する。これが寄留届である。日本臣民は、必ず戸籍に記載されてゐる。

戸籍はまた徴兵、課税、就學などについても基本となり、私たちの権利義務と密接な関係がある。それゆゑ、出生、死亡、婚姻、養子縁組、家督相續などのやうに、戸籍に移動の起つた場合には、なるべく早く届出でなければならぬ。

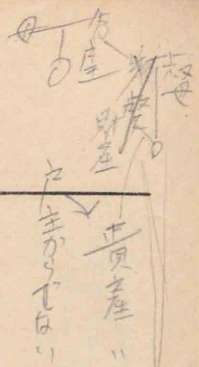
相續 戸主の有する権利義務を包括的に繼承することを家督相續といふ。そしてこれを繼承するものを家督相續人といひ、繼承されるものを被相續人といふ。家督相續は家を重んずる精神



に出たもので、我が國固有の制度である。随つて、家督相續の順位は極めて重要なことである。

家督相續の順位はおよそ次のやうになつてゐる。

- (一) 法定の推定家督相續人 家にある被相續人の直系卑屬たるもので、第一種の法定家督相續人ともいはれる。
- (二) 指定家督相續人 (一)に示すものがない時、被相續人が指定するもの。
- (三) 第一種の選定家督相續人 (一)(二)に示すものがない時、その家にある被相續人の父母または親族會が、その家族中から被相續人の配偶者兄弟姉妹または兄弟姉妹の直系卑屬から選定するもの。
- (四) 第二種の法定家督相續人 (一)(二)(三)に示すものがない時、被相續人の家族たる直系尊屬たるもの。
- (五) 第二種の選定家督相續人 (一)(二)(三)(四)に示すものがない時、親族會が、被相續人の親族、家族、分家の戸主、または本家若しくは分家の家族中から選定



○法定の推定家督相續人たる長女を有するものが、次女に培養子を迎へても、長女の相續権に影響はない。

するもの、若しそれ等の中になければ、他人から選定するもの。
なほ(一)の場合、家にある直系卑屬が幾人もある時には、異親等の間では親等の近いものを先に、同親等の間では男は女より先に、同親等の男または女の間では嫡出子は先に、同親等の嫡出子または庶子と私生子との間では、女でも前者を先に、兄は弟より先に、姉は妹より先に、長子が死亡すれば、その子は長子と同順位で相續する。いはゆる長子相續制度とはこれを指すのであるが、(三)(四)の場合にも、同じくこの精神によるのである。
相續には、家督相續の外に遺産相續がある。これは家族が死亡した場合に、その財産上の権利義務を包括的に繼承することである。元來家族は、戸主とは別に、家族の特有財産を有することが出来る。即ち遺産相續は、これについて専ら個人の利益を尊重したところから出た制度である。

遺産相續の順位は、(一)直系卑屬、(二)配偶者、(三)直系尊屬、(四)戸主であり、(一)(三)(四)を併せて推定遺産相續人といふ。直系卑屬は家にあるとないに拘らず、また

○庶子及び私生子の遺産相續分は、嫡出子の二分の一である。

男女の別なく、全く同順位であり、若し數人あれば、相續財産を均分する。

すべて家督相續遺産相續のいづれに論なく、相續人は相續が開されたことを知つてから、原則として三箇月以内に、裁判所に對してそれを拒否する意思を表示することが出来る。これを相續の抛棄といふ。但し法定の推定家督相續人には、これをなすことが禁じられてゐる。また相續人は相續によつて得た財産の限度に於てだけ、被相續人の債務及び遺贈を辨濟するといふ制限を附して、相續承認の意思表示をなすことも出来る。これを限定承認といふ。もとより相續の本旨は、被相續人の権利義務を無條件に承認する單純承認にあるのはいふまでもない。

相續は家の存續の關係するところであり、法定の推定家督相續人は家に對して重責を負ふものであるから、輕々しくその地位を動かさるべきでないが、たゞ特別の事情のある場合には、被相續人

○妻は夫の許可がなくても遺言をすることが出来る。
○重懲の場合や従軍・航海中などの場合には、やや簡易な特別方式の遺言が出来る。

は親族會の同意を得て、裁判所にその廢除を請求することが出来る。但しこれはその家のためを思つてなすべきである。これを悪用して私利我欲を逞しうするが如きは、法の精神にも悖り、また道徳上から見ても非難されるべきことである。これと同じ心得が遺産相續の場合にも必要である。

すべて相續は家と人とを重んずる趣旨から出てゐる。然るに、人の生命には限りがあるから、その死後に效力を生ぜしめる行爲も必要である。これが遺言で、死亡の時に於ける法律關係を定めるものである。遺言は普通には、自筆證書公正證書祕密證書などによる。

併し遺言によつて侵されない相續分が、相續人にはある。これを遺留分といふ。その額は家督相續では、法定の推定家督相續人にあつては、被相續人の財産の二分の一、その他の家督相續人にあ

つては三分の一、遺産相續では、直系卑屬にあつては二分の一、配偶者及び直系尊屬にあつては三分の一であり、また相續人が二人以上ある時は、それを更に全員につき、相續分の割合に隨つて定める。

これ等の規定は、皆家を尙び人情を重んずるところから出たものである。世にはこれを誤解し、或は法網をくゞらうとして、骨肉の情誼をも無視して顧みないものがある。私たちは法の精神に則り、和衷協調を旨とし、遺産などによつて醜い争などを惹起させないことに、女子としての最善を盡さなければならぬ。若し不幸にして、さういふ争などが私たちの周圍に起りさうな場合には、極力これが防止に努むべきである。

第三章 一家の生計

一家の收入 すべて經濟生活は直接に私たちを支配する。女

○収入を金錢收入・實物收入に分けることもあ

子は他日母となり主婦となつて家を齊へるものであるから、家の經濟を充實してその基礎を固め、以て社會・國家の進運に貢獻することは、私たちの今から心掛けておくべき事柄である。
およそ一家の生計に要する費用は、収入によつて支拂はれる。収入には、(一)一定の期間に規則的に入つて來る經常收入と、(二)臨時に入つて來る臨時收入とあるが、その源泉によつてすれば、地代・利子などの財産所得と、賃銀などの勤勞所得と、利潤などの混合所得との區別がある。そのいづれにしても、収入はそれら、私たちの生活の根柢たるものであり、一家の生計はこれを基準として営まれるのである。
即ち家計を掌るものは所得によつて収入を圖り、隨つて支出を加減し、適當に生計を調節してゆくべきである。それには、その事に當るものは、時に所得と物價とに變動のあるべきことを覺悟し、

収入と支出の分類

収入
經常收入
臨時收入
支出
經常支出
臨時支出

家賃
賃料
配当
利息
貯蓄
遺贈
贈與
相続

勤勞所得
財產所得
遺贈所得
贈與所得
相続所得
貯蓄
利息
配当
賃料
家賃

殊に金錢收入を主とする家にあつては、貨幣價値の變動に注意し、深く生計に心を用ひなければならぬ。
生計費 一家の支出は特別のものを除き、一般には直接に生活の費用として充當される。それゆゑ、これを生計費といふ。およそ如何なる家でも、支出は収入に對し、常に程よく均衡を得てゐなければならぬ。いはゆる「入るを計りて出づるを制する」のである。世間には往々にして、生計費が比較的多額で、収入がこれに伴はないために、その基礎が薄弱な家庭を見ることがある。徒に虚榮に囚はれ、外見を飾るのに急であつて、奢侈に流れ、一身一家を誤るなどは、極めて愚な所爲である。
○支出には収入と同様に、經常支出と臨時支出とある。一家の支出は主として消費經濟に屬する。こゝに消費といふのは、欲望を

○消費組合は後に述べる産業組合の一種である。住宅組合・水道組合などもこの例である。

満足させるために物を用ひ、その效用を享受することである。

消費を有効にするためには種々の方法があるが、(一)用法を單純化し、(二)廢物を利用し、(三)購買を正確にするなどは、その主なものである。即ち、(一)は浪費を戒め、無用の手数を省くことであり、(二)は無駄をなくし、效用を發見することであり、(三)は品質を鑑別し、用途を嚴密にすることであるが、殊に(三)はその影響するところが甚だ大きく、隨つてこの方法を共同的に組織的にすれば、日常生活の必需品が直接生産者から配給されて、一家の生計に資するところが多い。いはゆる消費組合はその最も合理的な機關であり、近來我が國にも次第に發達して來た。

なほ収入・支出は、豫算・決算によつて整理すべきである。殊に飲食物・住宅・光熱被服保健教養公課交際通信雜豫備などに費目を分ち、毎月を基準として豫算を立て、月々にこれを決算し、剩餘金・支出超過を明確にするのは、一家の生計を堅實にするものであるが、これは主として主婦の務とすべきことである。女子はこれ等につ

いて豫め練習の功を積んでおかなければならない。

勤儉貯蓄 私たちは一家打揃ひ、同心協力して収入を増加するやうにしたい。世間には、勤勉に働いてもその所得が一家を支へるに足りないものもあるが、それでも失望することなく、精根を盡して、少しでも生計を安易にすることを心掛けるだけの勇氣が、何人にもあつてほしい。そしてそれと共に、消費の節約を圖り、なるべく剩餘を見るやうにし、これを貯蓄に振向けなければならぬ。多くの家のうちには、實際貯蓄の不可能な境遇のものも見受けられるが、併し努力すれば貯蓄することの出来る人が、寧ろ多いのである。また勤勞所得を家計の基本とする家にあつては、その勤勞者の病歿失職なども時にはあり得るのであるから、それに對應するためにも、是非貯蓄する必要がある。しかも貯蓄は生産の源であるといふ道理を考へて、一家と社會とのために、萬難を排して

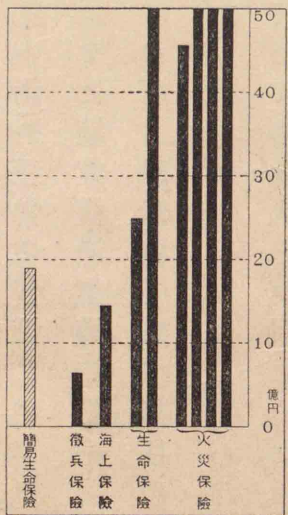
○銀行預金には種々の區別があり、それによつて利率を異にする。貯蓄のため利用する場合に、銀行の信用を調べた上に、なほ預金の種類を考へるがよい。

も氣永にこれを實行しなければならぬ。

貯蓄は個人にとつては、その生活に弾力あらしめ、安定を與へる所以であるが、國全體から見れば、産業に必要な資金はこれによつて作られ、經濟の健全な發展はこれによつて望まれるのであるから、私たちの零細な貯蓄も大きな意義を持つのである。

貯蓄の機關として利用されるのは、主として銀行・信託會社・郵便局・信用組合などである。また公債・社債券・株券などを求めて、安全確實な貯蓄の道を考へ、土地・家屋などに振替へて、有利に貯蓄を活用するのもよいことである。なほ公債は別として、すべて投資に當つては格別の注意を拂つて、その實質を調査し、専ら堅實を旨として、貯蓄の精神に反しないやうにしなければならぬ。妄りに利殖の念に驅られて、却つて意外の失敗を招くが如きは、私たちの最も慎むべきことである。

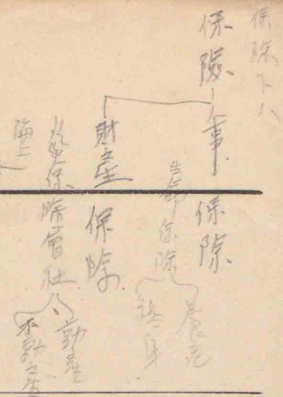
保險 多數の人が、罹災者の



保 險 契 約 高 (昭和四年)

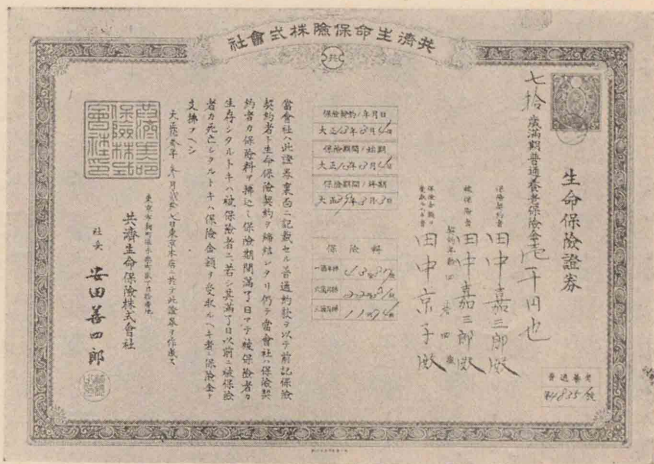
經濟上の損害を共同的に負擔する制度を保險といふ。これも一種の貯蓄である。平素から思ひがけない災害に對する用意をしておき、しかも一團の人々が相互に扶助救濟しあふと、ころにその效があるから、これに加入しておけば、私たちは安心してめい／＼の仕事にいそしみ得ることになる。

保險には、(一)財産保險と、(二)人事保險とある。前者は物の損害に關するもので、運送保險・海上保險・火災保險・家畜保險などを含み、後者は主として人の生命に關するもので、生命保險・傷害保險・健康保險・簡易生命保險・郵便年金などを含む。なほ財産保險では、保險料を一時に拂込み、人事保險では一時または幾回かに分割して拂込



貯蓄
投資

手
山はえのうす木
可とは月分動を



券證險保命生

ものである。

財産が私たちにとつて大切であるのは、人の活動にそれを目的

むのが普通である。

保険はその經營の上からいへば、官營のど民營のどあり、民營のには營利主義のど相互主義のどある。

財産 特定の人に屬する金銭上の價值あるものを財産といふ。財産たるものには、不動産(土地及びその定着物)や動産(不動産以外の物)や通常の債權などがある。また、鑛業權、漁業權、特許權、著作権なども財産權として擧げられる。

とするものの多い點に見ても分る。多くの國に於ては、個人が財産を所有することを確實に承認保護して、いはゆる私有財産制を確立してゐる。後に述べる物權債權は直接この制度に關係する規定であるが、これ等によつて私たちが有する職業選擇の自由と相須ち、私たちをして希望と勇氣とを以て實社會に奮進させ、または安んじて將來の活動に對する準備に專念させるのである。

およそ有體物を物といひ、物を支配する權利を物權といふ。物權は直接に物の上に行はれる權利で、その支配を以て何人にも對抗することの出来るものである。また特定の人に對して一定の行爲をすること、またはしないことを要求する權利を債權といふ。若しその義務者即ち債務者が、任意にその債務履行の義務を怠る時は、債權者は裁判所に訴へてその行爲をなさせ、または不履行による損害を賠償させることが出来る。

○一物には一個の所有権のみが成立し得るが、一個の所有権が數人に共同に屬することゝ妨げない。これを共有といふ。

○地上權・永小作權と同様の目的を達するものに不動産の賃貸借がある。これは賃權で、物權ではない。
○建物の所有を目的とする地上權・賃借權を一括して借地權と稱し、都會地

民法では左の如き物權を認めてゐる。

- (一) 所有權 法令の制限内に於て、自由に物について一切の支配をなし得る權利である。即ち所有權者はその物について使用、收益處分などをする事が出來、また他人にこれをさせる事が出來る。
- (二) 占有權 物を自己のためにする意思で所持する者、占有者は、たとひ權利に本づいて所持するのでなくとも、妄りにその所持を奪はれ、または所持を妨げられない一時の權利を有する。これを占有權といひ、法律上種々の利益が伴ふものである。
- (三) 地上權 工作物、竹木を所有するために、他人の土地使用の權利である。
- (四) 永小作權 小作料を拂つて、他人の土地に耕作、牧畜をする權利である。
- (五) 地役權 一定の目的のために、他人の土地を自己の土地の便益に供する權利である。例へば、自己の土地に往來するために、他人の土地を利用するなどはこれである。
- (六) 留置權 他人の物の占有者が、占有物に關して生じた債權を有する時、その辨濟を受けるまで、その物を留置する權利である。例へば、仕立屋は客

は借地法により、借地人に特別の保護が與へられてゐる。
○借地法と同じ趣旨で、都會地の建物の賃貸借には借家法が定められてゐる。
○自分と相手以外の他の人を第三者といふ。

が仕立賃を支拂ふまで、その仕立物を留置するなどはこれである。

(七) 先取特權 一定の原因から生じた債權を有するものが、その債務者の財産につき、他の債權者に先だつて辨濟を受ける權利である。例へば、雇人は雇主に對して、自己の給料につき先取特權がある。

(八) 質權 債權者が債權の擔保として、債務者または第三者から受取つた物を占有し、その物につき他の債權者に先だつて辨濟を受ける權利である。

(九) 抵當權 債權の擔保とした債務者若しくは第三者の不動産について、他の債權者に先だつて辨濟を受ける權利である。債權の擔保の用をなす點は質權に同じいが、不動産だけについてあり、また占有を移さない點がそれと異なつてゐる。

不動産に關する物權の得喪・變更は、登記しなければ第三者に對抗することが出來ない。不動産の登記とは、不動産に關する一定の事項を、不動産の所在地を管轄する區裁判所またはその出張所の登記簿に登載することをいふ。登記事項は一般人に公示され

○不動産の賃借権は物權ではないが登記することが出来る。

これによつて不動産の法律關係が明かになり、その取引が安全になる。

債權は主として次のやうな原因によつて發生する。

(一)契約 二人以上の意思表示の合致である。人は公の秩序を害せず、善良の風俗に反しない限り、契約の自由を有する(契約自由の原則)。民法に規定されてゐる契約は、贈與・賣買・交換・消費貸借・使用貸借・貸借・雇傭・請負委任・寄託・組合・終身定期金・和解の十三種である。

(二)事務管理 義務がないのに、他人のために事務を管理することをいふ。

若し管理者が本人のために有益な費用を支出した時は、その償還を請求することが出来る。不在者の住宅に火災が起つた場合に、その住宅に立入つて家財道具を持出すなどは、この例である。

(三)不當利得 法律上の原因がないのに、他人の財産または勞務によつて利益を受け、他人に損害を及ぼすことをいふ。誤つて二重に債權の辨濟を受けた場合などは、この例である。さういふ時には、利益を受けたものは、

○權利の侵害は財産權だけに關するものではない。身體・名譽などに對してもある。

○損害賠償には金錢による外に、謝罪廣告などのやうな方法もある。

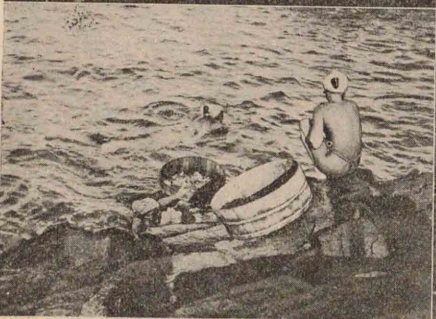
その利益の存する限度に於て、それを返還すべき債務を負ふことになる。
(四)不法行爲 故意または過失によつて、他人の權利を侵害し、他人に損害を與へる行爲をいふ。不法行爲者は被害者の請求に應じて、損害賠償の責に任じなければならない。

財産が私たちの生活に缺くべからざるものである以上、私たちは自分の財産を尊重すると同時に、他人の財産をも尊重しなければならない。私たちは他人の財産權を侵害することなく、また自分の財産權でも、これを濫用して他人に不當の迷惑をかけるが如きことは慎まなければならない。

第四章 職業

職業と人生 人の従事する一定の業務を職業といふ。それには公益を目的とするのと營利を目的とするのとあるが、いづれも

員店子女(上) 子女く働 (下) 女海



(上) タイピスト (下) 農婦

方から、または功利的な考から職業を選択するやうなことは嚴に戒めて避くべきである。

およそ職業は人に即して定めるがよい。その能力・體力・境遇などを仔細に考慮し、同時に社會の趨勢に察して、或は家業をつぎ、或は別に求めなければ

○近來女子の職業の範圍が擴張されて來たが、それが男子と同様になると考へるのほ、もとより非常な誤である。

社會國家に有用な仕事であり、自他相共にその恩惠を受けるものである。私たちが一般の職業人に對して、同情と尊敬の念を持つのは、實にこのためである。

我が國では、古來女子は家庭の人として、専ら家事を治め家業を助けるのを例としたが、近頃は必ずしもさうではない。勿論、主婦たり母たるべき女子の本來の目的に變りはないが、それでも學校卒業から結婚までの幾年間とか、或は特別の事情のあるものはその後、女子としての適業を求めて、社會の表面に立つて活動するものが、漸く多くなつて來た。私たちは家業に従ふ際にも、または一個の職業人として立つ場合にも、その職業の本質を明かにしてゐなければならぬ。

職業の選擇 如何なる職業も一面には公的などころがあり、それ自身權威を有し、種類によつての貴賤の別がない。併し打算一

Handwritten notes in the top right margin of page 38, including the characters '業 職' and '章 四 第'.

Vertical handwritten notes in the right margin of page 38, including the characters '何故' and '職業'.

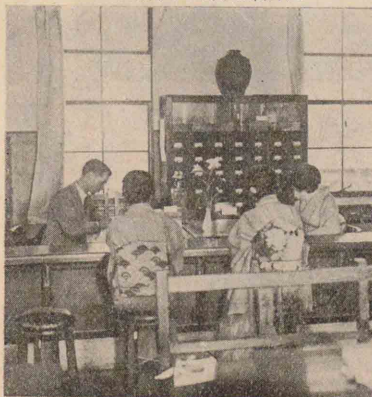
鳥

鳥

ばならない。また人生の経験に富んである父兄先輩の意見に聴くのも極めて必要である。女子が将来主婦として母として、その子女の職業を選んでやる場合にも、その人を見てするといふ心得を失つてはならない。年少氣鋭の折は、自己の嗜好や趣味に囚はれて軽々しく職業を定め、そのために生涯の不幸を招く虞がある。私たちは深くこれを戒めたい。

現今では、各地に職業紹介所が設けられてゐる。これは求人と求職との媒介

(右) 市京東)所介紹業職營市京東
(區川石小
(左) 部内の部人婦所同



をなすもので、その需要供給を調節するのを任務とする。然るに、近年經濟界の變動などによつて、いはゆる就職難の聲を聞くやうになつた。それゆゑ、苟くも適業に就かうとするものは、豫めその道に心を寄せ、必要な智識技能に於て、人よりも一步を挺んでるやうにしておく外、別して健康と品性に注意し、進んで求めるの熱誠がなければならぬ。

勤勞と研究 私たちが若し職業に従事してゐるとすれば、その種類の何たるに論なく、飽くまで熱心正直を以てしなければならぬ。即ち職業に關して、常にみづから研究を懈らず、一意その改善進歩を圖り、職業人たるの本領を發揮すべきである。若しこれに反し、一時の安逸を貪り、または徒らに卑屈に陥るならば、ひとり自己を辱めるばかりでなく、延いて迷惑を周圍に及ぼすことになるであらう。

職業と道德 私たちは、原則として自由に職業を選択すること

際

ニ、ワ、イ、テ、ウ、ノ、コ、ト、ニ、注、意、ス、

現在、職業

14

○個人が他と共に
社会的に共存し
てゐることにつ
いての意識を社
會意識といひ、
また團體意識と
もいふ。

が出来る。よく考へよく選んで、既に或種の職業人となつた以上は、職業は社会的のものであるといふ見識を持ち、その道德的使命を想つて従事しなければならぬ。目前の小利に惑ひ、故らに他人を困らせて顧みないやうな行動は最も慎むべきことである。かの不法、不當な買占や賣惜みなどは、自覺ある職業人の敢てしないところである。

實に社會意識の指導によつてのみ、職業人は正しい活動の大道を歩むことが出来る。無爲徒食、職業の何たるかを辨へないのはもとより論外であるが、併し職業に従事することが飽くまで利己だけであるとするのも、また恥づべき見解である。私たちはみづから職業に就く場合にも、或は將來私たちの子女を職業に就かせる場合にも、よくこれ等のことを考へなければならぬ。

第五章 教育

人と教育 人としての完成を目的として、知徳の啓發、身體の鍛錬、情操の陶冶をなさしめることが教育である。しかも個人としての完成は、同時に社會、國家の構成要素としての完成を意味し、完成した人が相集り相助けて、やがて一世の文化を生み一國の隆運を招くことになる。

我が國では、明治維新以前までは藩學、私塾、寺子屋の類はあつたが、一般に教育は普及しなかつた。然るに、明治天皇は五箇條の御誓文に本づき、明治五年に學制を頒布し、ついで同二十三年に小學校令を公布し給うた。その後に至り、教育に關する勅語の渙發を見我が國の教育の根本方針が確立するに至つたのである。

教育はあらゆる人をして、それ／＼その天分を伸ばしてやる最

善の手段である。しかもそれは家庭の内外を問はず、女子の手にも多く委ねられてゐることを思ふにつけても、私たちは深く教育の實際を究め、私たちの任務を知つておかなければならない。

家庭教育 我が國の女子にとつて、從來家庭はその全部であるといつてもよいからであつた。今は必ずしもさうでなく、數に於て相當の職業婦人があるにしても、併し「家庭」といふ言葉は、やはり女子に極めて懐かしくゆかしい響を傳へるものがある。勿論男子にとつても、家庭が大切でないといふわけはない。何となれば、家庭は男女すべてに對し、人たる基礎を興へるところだからである。

女子は長じて母となるのが普通である。母としての任務は種あらうが、いはゆる母性愛を發揮して、子女を養育するのを以てその最も大なるものとする。殊に幼兒については、これが養護に

○家庭教育は學校教育が始められたからとて、それで終るべきものではない。

周到な注意を拂はなければならぬ。子女が追々に成長してゆくに隨ひ、家庭の教養は子女の將來を定める大切な素地を作るのであるから、兒童の世界を尊重し、指導その宜しきを得、童謡・童話・遊戯・手工などにより、健康の増進、知能の開發を主とし、快活な活動的な風習を得させるがよい。母が身を以て子女を率ゐ、家庭をして訓育の道場たらしめるのは、實に家庭教育の根柢である。

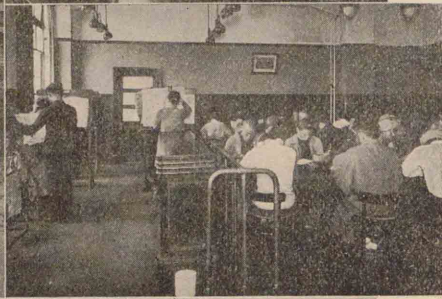
學校教育・義務教育 國民として基本的な教育は、尋常小學校で授けられる。これを義務教育といひ、國家は、學齡兒童(滿六歳から滿十四歳までのもの)が學齡に達した最初の學年から六箇年間の小學校の課程につき、就學の義務をその保護者に負はしめてゐる。なほ世界の太勢に順應して、我が國朝野の間には、頻りに義務教育年限延長の叫が揚げられてゐる。

一たい我が國の教育系統は、(一)初等教育(尋常小學校・高等小學校)・

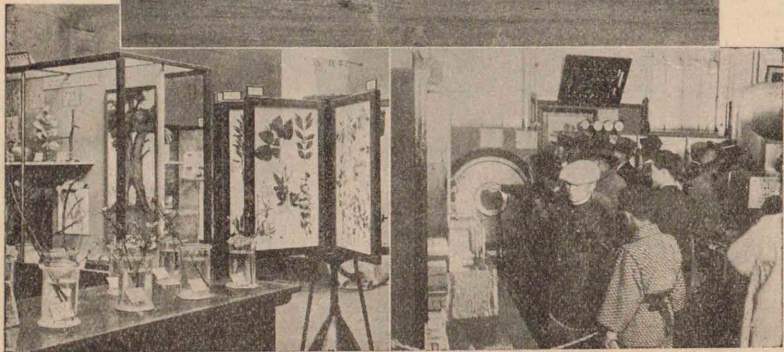
館書圖橋京立市京東



(上) 婦人閱覽室
(下) 新聞雜誌閱覽室



東京科學博物館
(左) 植物標本室



(右) 理工科室

社會教育
如何乎
例ヲ以テ之

(二) 高等普通教育(中學校・高等學校・高等女學校) (三) 實業教育(實業補習學校・各種中等實業學校・實業專門學校) (四) 師範教育(師範學校・高等師範學校・教員養成所など) (五) 專門教育(專門學校・大學など) であり、特殊の教育機關としては、盲學校・聾啞學校その他があり、また別に軍事教育のために陸海軍の諸學校などがある。

右のうち、女子教育のために解放されてゐるのは、(一)はいふまでもないが、(二)では、高等女學校だけでなく、男子の高等學校・高等科に相當するものとしては、高等女學校・専攻科または高等科を推さなければならぬ。(三)・(四)では、女子のために特設された學校に於てだけ學ぶことが出來、(五)では、專門學校は女子のために特設されたもの、また女子のために解放されてゐるものも相當あるが、大學に至つてはその數が極めて少い。併し將來は追々に面目を改めてゆくことであらう。

社會教育 社會の事物は、これを善用すればすべて有力な教育

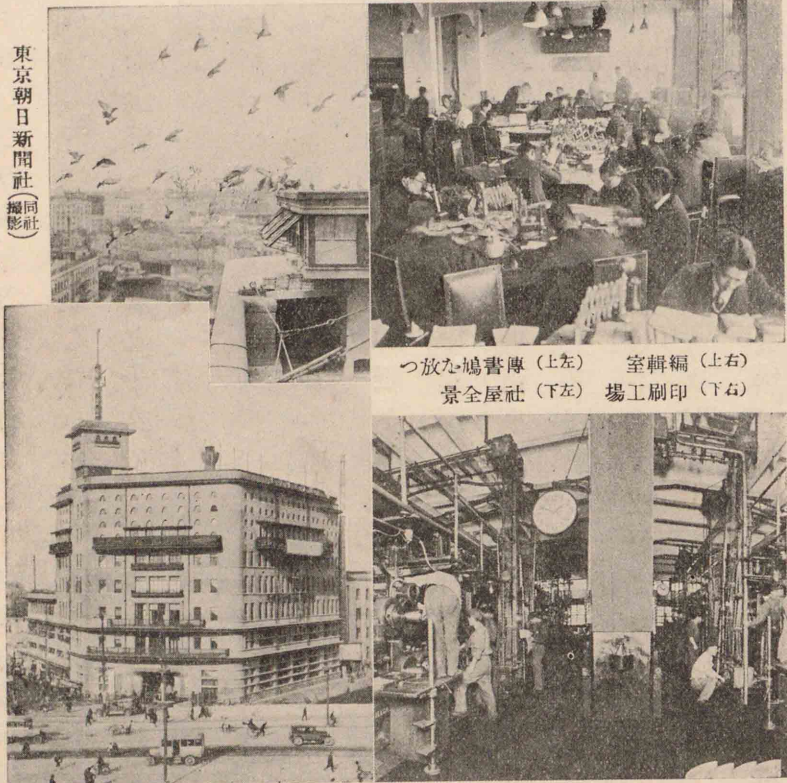
○修養を目的とする團體が妄りに政治に關係することは、努めて避くべきである。

モロモロ、カ
權統ウヨム
ハ何故再ルカ

の資料となるが、そのうち特に教育的に施設したものは、圖書館、博物館などの常設的施設、展覽會講演會などの臨時的施設がある。かの青年團、女子青年團などは、一般青年の修養を目的とし、自治的に經營される團體である。なほ青年男子に對しては、別に青年訓練所の設がある。

また成人教育と稱して、學校に通つてゐない一般成人に對して、修養を促し知識を得させるために、學校その他を利用して講習會などを催すことが、近來次第に多くなつて來た。ラヂオ活動寫眞などが、これ等と同様に社會教育の一半を負擔してゐることは、何人も認めるところである。

更に各家庭に最も親しい新聞や雑誌も、甚だ有力な社會教育の機關である。元來新聞は事實の敏速な報道をはじめとして、家庭的な作品、常識的な記事を滿載し、私たちの社會生活に缺くことの



つ放た鳩書傳 (上左) 室輯編 (上右)
景全屋社 (下左) 場工刷印 (下右)

東京朝日新聞社 (同社撮影)

出来ない顧問である。また雑誌には、娛樂修養研究など、その眼目とするところにそれら相違はあるが、いづれも私たちに日常生活について必要な何ものかを與へる。併しこれ等も濫用すれば、その弊害が立ちどころにあらはれる。私たち

○神社の例を挙げると、(一)は伊勢神宮など、(二)は出雲大社など、(三)は春日神社など、(四)は湊川神社などである。

はよくこの旨を考へ、社會をして私たちの學校たらしめるやう、みづから選擇し抑制して、これ等のものの利用を適度にしたい。一家の主婦として、また子女の一人として、殊にこゝに注意しなければならぬ。

第六章 神社

神社 我が國の神祇を奉祀して、一般公衆に參拜させるところを神社といふ。その起源は遠く神代にある。祭神は神社によつて異なるが、概ね、(一)皇祖皇宗の神靈、(二)建國の大業を翼賛した神々、(三)氏族の祖先神、(四)皇室國家または一地方に對して勳功のあつたものうち、一柱若しくは幾柱かである。

我が國には、古くから惟神かんながらの道が存してゐた。これは日本民族固有の大道であり、儼然として國民生活を指導したところの精神

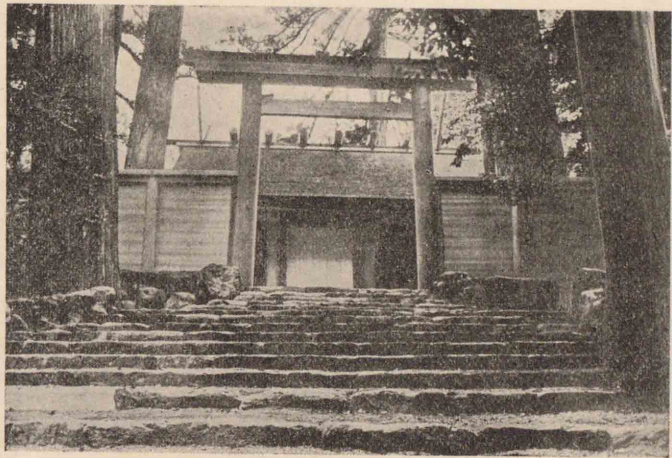
であつた。そしてこの指導精神が祖先崇拜の思想を核心として、報本反始の實踐的行事を成したところに、やがて神祇奉齋の國風があらはれたのである。それゆゑ、神社は宗教に超越し、國家的でまた道徳的なものである。後に儒教や佛教が渡來して、一時は神佛習合のことが行はれたにも拘らず、遂に明治新政によつて、再び本眞の面目に復歸するに至つた。

伊勢神宮はすべての神社の上に位してゐる。これはいふまでもなく、上代の氏族制度の社會組織に由來し、内宮は各氏族の大家たる皇室の御祖先にまします天照大神を、外宮は五穀の主神にまします豊受大神を奉祀する。その他の神社は社格によつて、官幣社(大・中・小)國幣社(大・中・小)別格官幣社及び府社・縣社・郷社・村社・無格社となつてゐる。また別に招魂社がある。

伊勢神宮は皇族が祭主として奉仕し、祈年祭・神嘗祭・新嘗祭には

○本地垂迹といつて、神佛一體と見るやうな傾向は中世以降頗る著しく、そのために神社がかなり佛教的に取扱はれたこともあつた。

勅使が参向する。そして皇室國家の大事には親告し給ふか、勅使



(宮内) 宮 神 勢 伊

をして奉告せしめ給ふ。また神宮の事務を司るために、神宮司廳を置いてゐる。官幣社、國幣社には大祭たる例祭、祈年祭、新嘗祭などの祭典があり、供進使が参向する。なほ各神社の例祭が、その地に於ける年中行事の主要なものであることは、今も昔に渝らない。

敬神崇祖 我が國上代の氏族制度は、血族團體たる氏が社會構成の單位をなしてゐた。即ち氏は大きな家をなし、その氏に屬するものは、その共同の祖先を神として祀

り、代々相傳へてこれを子孫に及ぼし、毎歲期日を定めて祭典を擧げ、また特別の出來事があれば、同じくこれを齋き、一族相會して崇敬感恩の誠を捧げた。

かうして氏の團結は益々鞏固になり、祖神は永く冥加を垂れて守護するといふ信念を氏の人々が持つやうになり、奉齋が愈々恭しくなつたのである。そしてこれ等氏族の根源たり中心たるのが皇室にましますところから、皇祖神の崇敬は國家的意義を有するこ

とになつた。その後、世情が變り國運が進展したが、この敬神崇祖のことだけは連綿として國民の心理に活き、常に我が尊嚴なる國體と密接な關係を保ちながら、君民相結ぶ機縁を永久ならしめたのであり、畏くも伊勢神宮について、この事實は最も顯著なのである。

毎年一月の政治始の式には、前年中の神宮諸祭典が無事行はれ

た旨を宮内大臣が奏上する例であり、また宮中の三殿賢所・神殿・皇
靈殿には、恒例及び臨時の祭祀を行はれ、なほ皇室・國家の大事には
特に奉告のことがある。これ等は皆、皇室が敬神崇祖を重んぜざ
せ給ふ結果である。國民も擧つてこの美風を維持してゐるが、こ
れは一に皇室の篤い思召に副ひ奉る所以である。

第七章 宗 教

宗教 私たちは宇宙・人生の現象に對して、その不思議の多いの
に屢驚異の眼を見張る。そして人智を以て解きがたい謎として、
ごうかするとそれ等が苦惱の種子となることがある。

もと人類は、夙くから自然に對する畏敬の念によつて、有限な自
己に満足されず、物質的生活の如何に拘らず、心靈の問題について
煩悶したのであるが、これを解決して平和な生活を送らうとする

○西洋の社會制度
には基督教の影
響が最も多い。

ところから、そこに超人間的な實在を信じ、それに歸依したのであ
つた。これが即ち信仰であるが、やがて禮拜の方式を伴ふに至つ
て、こゝに宗教が成立した。そして教祖の名に於て教理と儀禮と
が編成され、それが追々に傳道普及されるに及んでは、深く人心を
支配し、遂に社會生活の一規範となり、その或ものは社會制度をも
左右するまでになつた。

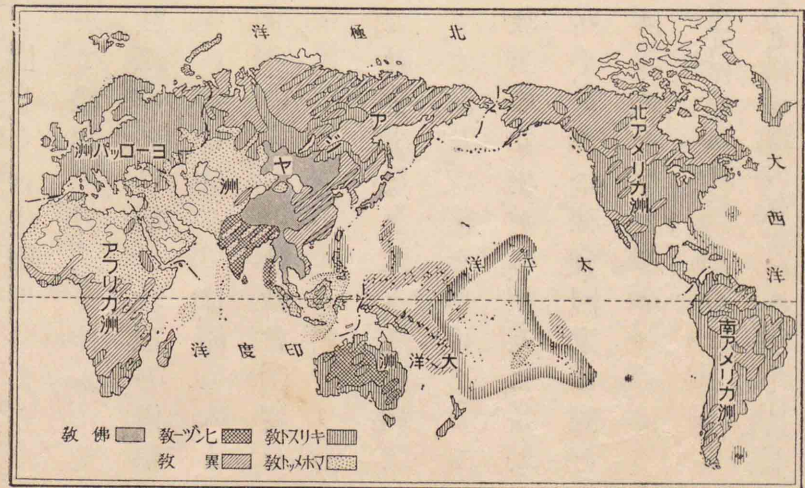
また宗教上の團體であつて、各種の社會事業を試み、産院・病院・託
兒所・職業紹介所・社會教育などに於て立派な成績を擧げてゐるも
のが、現に少くない。これ等は皆宗教上の立場から、相互に扶助し
ようとする精神に出たものと見るべく、ために社會國家に對して、
有益必要な協力をなしてゐることはいふまでもない。

我が國に廣く行はれてゐる宗教は、教派神道・佛教・基督教である。

(一) 教派神道 現に十三派神道・黑住教・神道修成派・大社教・扶桑教・實行政教・大成

教・神習教・御嶽教・神理教・禊教・金光教・天理教)あるが、これ等は皆國民的信仰を基調とし、教祖教典を有し、その信者は結社を成してゐる。いづれも主として徳川時代末期に庶民階級の間に發達して、遂に今日に及んだのである。

(二) 佛教 釋迦を教祖とする。その教は、要するに開悟轉迷、以て煩惱を去り光明に達し、自他を兼ね救ふのにある。主として東洋諸國に普及してゐるが、我が國では平安・鎌倉時代に非常な發展を見、天台・眞言・禪・淨土・眞宗・日蓮諸宗の盛行となつた。現在では五十六派に分れてゐる。



世界宗教分布圖

(三) 基督教

イエス、キリストによつて開かれた宗教である。その教は、全智全能なる唯一神を信じ、キリストによつて神の國の悦びが頒たれるといふのである。この宗教は廣く世界各國に弘まつてゐるが、大別して新教・カトリック教・ギリシヤ正教とする。

信教の自由 國民が安寧秩序を妨げず、また臣民たる義務に背かない限り、如何なる宗教を信ずるも、それはその人の自由とされてゐる。我が國家の基本法たる帝國憲法は、明かにかやうな信教の自由を認めてゐる。

私たちは自己の信仰に忠實であると同時に、他人の信仰に對しても、宏量を以て接しなければならぬ。殊に私たちの家にあつては、家として所屬してゐる宗教宗派を有することが多い。この間に處し、私たちはよく家の一員として宗教本來の意義を考へ、徒に枝葉末節の争に捉へられることのないやうにありたい。

○昔は國民すべてに特定の宗教の信仰を強制する國教主義の國もあつた。

また信教は、時に感情に走り興奮を伴ひやすく、随つてその間に神祕不可思議を説き、甚だしいのに至つては迷信に墮することさへある。そのために、みづからの生活を破壊し、延いては社會國家を惑亂した實例は、私たちのあまりにも多く聞くところである。

かやうな弊害を除き、宗教の眞面目を發揚させる一助として、國家が宗教に對する監督の制度を設け、教派神道では教規、佛教では宗規に關して文部大臣の認可を受けさせ、なほ一般に宗教の布教に従事するものは、これを地方長官に届出でさせ、堂宇會堂説教所または講義所などの設置については、その許可を受けさせる規定になつてゐる。

第八章 公安

警察と公衆 社會の平和は公衆の福祉を全からしめる所以で

○内閣總理大臣及び各省大臣も、その主管事務に關しては最上級の警察官廳である。

ある。随つて、國家はその幸福増進・公安維持、及びこれ等をおびやかす障碍の豫防または排除をする。かやうな作用を名づけて警察といふ。

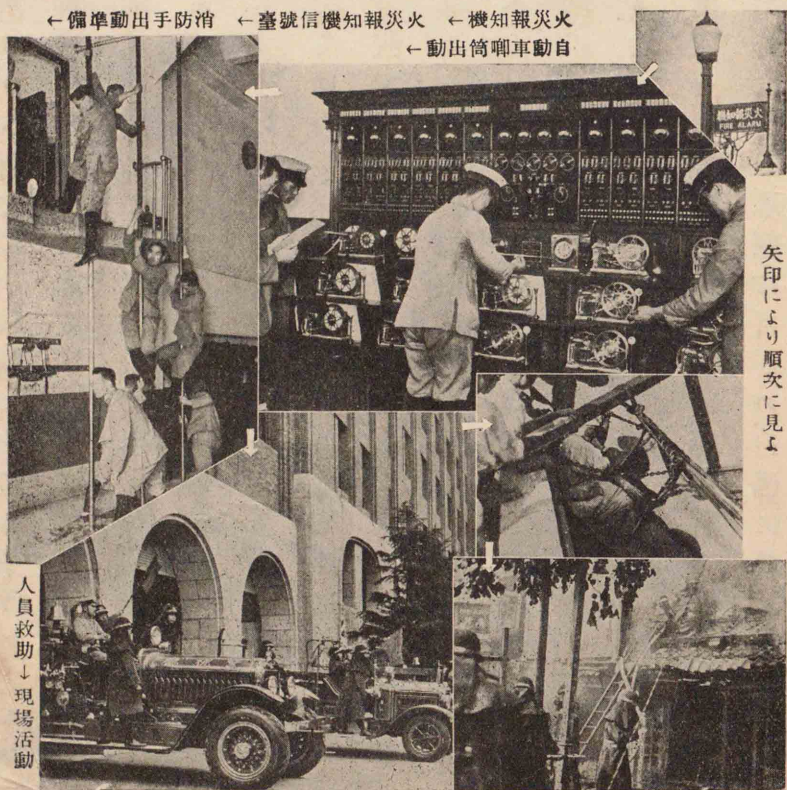
警察の機關は、内地に於ては内務大臣を最上級の普通警察官廳とする。その下に、東京府では警視總監、その他の各府縣では府縣知事、北海道では北海道廳長官がある。警察署は更にこれ等に屬し、なほ派出所・駐在所などによつて、その事務を補助される。

そして警察事務執行のため、専ら強制を行ふ機關たる官吏を警察官吏といふ。地方長官または警視總監の下にある警察部長（または警務部長）をはじめ、警視警部、警部補、巡查などが、それである。なほ憲兵は軍事警察を主として、一般警察をも補助してゐる。司法警察官吏はこれ等以外にもまだある。

警察官吏は私たちの生命財産などの保護に任じ、私たちをして

行政警察
内務大臣
司法警察
警察官廳
警察署
派出所
駐在所
警視總監
府縣知事
北海道廳長官
東京府知事
警視總監
警部
警部補
巡查
憲兵
司法警察
警察官吏

東京その他の大都市には特設の消防署があり、火災の防止に當つてゐる。火災と共に風・水・地震の災害もまた恐るべきである。風・水の災害は植林・堤防修築などによつて未然にこれを防止する方法をめぐらすがい。萬一不幸にしてその



氏家

安んじてめいゝの業務に勵み、本分を盡さしめるやうにしてくれる。それゆゑ、時としては一部の人々を拘束・處罰しなければならぬことがあるのは當然である。私たちはかういふ事實を誤り見て、警察官吏は恐しいものだとするならば、それは甚だしい心得ちがひである。

災害防止 我が國に甚だ多くて、しかも損害の大きな災害は火災である。これは家屋が概ね木造であることも一因であるが、併しその防止についての用意が不十分なのにもよる。私たちは嚴にこれを戒めなければならぬ。

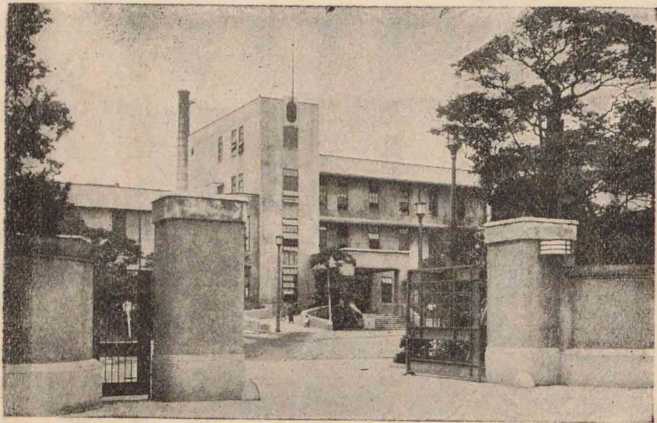
都市計畫法・市街地建築物法・工場法にも、火災防止についての規定がある。また消防組はその豫防・警戒を目的とする機關である。これは府縣知事とその職權により、または市町村長の申請によつて設置され、その費用設備については市町村が責に任ずる。なほ

事が起つたならば、やはり災害を最小限度に止めるやう、利害を共にするものが一致團結して、これに當らなければならぬ。地震の如き不可抗力に屬する災害でも、私たちは平素から非常時に處する訓練を積んでおくことによつて、幾分かその被害を減じ得ることを思へば、私たち女子の任務もまことに重いものがある。

公衆と衛生 私たちは自衛保健のために、**個人衛生**はいふまでもなく、**公衆衛生**を重視すべきことを知つてゐる。まして私たちは社會國家の一員であるから、協力依存の上から見ても、公衆衛生は極めて大切に考へられなければならない。別して現代では、多數人が密集的に生活する場合が多いから、公衆衛生についての心得は最も周到でありたい。

およそ私たちの健康をおびやかすことは、傳染病よりも甚だしきものはない。私たちは衛生思想に目ざめ、自己に於てなすべき

豫防手當の方法を十分になすと同時に、一村一郷相率ゐて、防疫の事に當らなければならぬ。



(院病染傳立市京東) 院 病 込 駒

傳染病には種々あるが、そのうちでもコレラ、赤痢、疫痢を含む腸チフス、パラチフス、發疹チフス、デフテリア、ペスト、猩紅熱、痘瘡及び流行性腦脊髓膜炎の十種は、いづれも恐るべき傳染性を有し、惨害の甚大なことを豫想せしめるものであるから、法定傳染病として特別の取締看護法が定められてゐる。若し不幸にして、私たちの家にその患者または疑似患者が発生した時は、醫師の指圖により、直ちに警察官吏市町

○いはゆる清潔法は、住宅を清掃して、病原を驅除する功がある。鼠・蚤・蚊・蠅なども病原菌の媒介をするから、なるべく驅除するがよい。

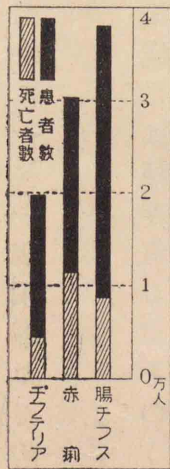
○寄生蟲も保健上に大きな關係を有する。寄生蟲は人肥を用ひる蔬菜を多く食膳に上せることによるといはれる。

○便所の改良など必要である。

村長・檢疫委員・豫防委員などに届出で、特別の消毒をしなければならぬ。そして必要に応じて、市町村で設置した傳染病院・隔離病舎、またはこれに代るべきところに患者を移すべきである。

法定傳染病以外の傳染病といつても、決して輕々しく取扱ふべきではない。殊に癩病・結核・花柳病・トラホームの類は、國民の體位を低下せしめ、且治療も容易でないから、その豫防を等閑に附してはならない。これについて、公私の團體で施設してゐるところも種々ある。中には外國人でありながら、不幸な同胞のために、獻身的にかやうな事業に盡してゐるものもある。これは私たちの感謝すべきところである。

近來醫學の進歩は病原菌に關する研究を深め、これを治病に利用するばかりでなく、免疫性に本づいて、各種の豫防方法が採用されるやうになつた。私たちは傳



傳染病患者及死亡者 (昭和四年)

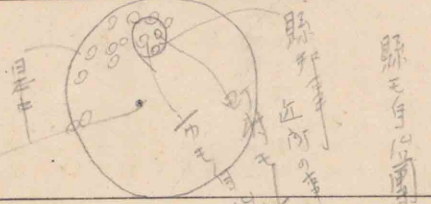
染の恐ある病氣には、すべて細心な注意を以て當り、必ず適當の豫防法を試みておきたい。

第九章

地方自治の沿革

國家が直接の事務として行政を營むのを官治といふのに對し、或團體がその機關によつて意思を決定し、その事務を處理するのを自治といふ。自治の起原は、我が國では古く大化改新の際に見られるが、その甚だ顯著になつたのは徳川時代からである。

徳川時代には、町村自治の機關として、町年寄・名主・庄屋などがあつて、町村を代表し、町村の公課を取立て、法令を布達し、賣買・訴訟などを掌つてゐた。また別に五人組の制度が設けられて、自治の實蹟は一層擧げられた。即ち五人組は五戸を一組とし、その團體



自治の沿革
地方自治の沿革
徳川時代には、町村自治の機關として、町年寄・名主・庄屋などがあつて、町村を代表し、町村の公課を取立て、法令を布達し、賣買・訴訟などを掌つてゐた。また別に五人組の制度が設けられて、自治の實蹟は一層擧げられた。即ち五人組は五戸を一組とし、その團體

の人々には連帶責任を要求して、基督敎信者浪人の取締、犯罪人の告發、道路の修繕などをなさしめたもので、もとより隣保相愛の舊俗に本づいたものであつた。

降つて明治時代に入り、社會の情勢が一變し、明治四年には廢藩置縣となり、名主・庄屋などの名稱が廢止され、その代りに戸長・副戸長が任命された。これは官選であつたが、併し町村は依然として自治體であつた。そして明治十一年に郡區町村編制法、府縣會規則、地方稅規則、同十三年に區町村會法、同二十一年に市制・町村制、同二十三年に府縣制・郡制が公布されて、こゝに地方自治制度の大綱が確立したが、なほその後數次の改正を経て、遂に現在のやうに、道府縣と市町村との二級の地方自治團體を見ることになつたのである。

地方自治の精神

市制・町村制公布の上諭は、最も明確に地方自

○郡制は大正十二年に廢止された。

治の精神を表してゐる。

市制・町村制公布ノ上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

明治二十一年四月十七日

今、謹んでその御趣旨を拜察すれば、およそ次のやうになると信ずる。

(一) 地方共同の利益を發達させよ。

このためには、公共的精神を發揮し、和衷協調して自他同等に福利に浴するやう努めること。苟くも一己の私を重んじて、自己中心に利害を考へるやうではいけない。

○地方自治制度の確立には時の内務卿山縣有朋の功が多かつた。

地方自治の歴史

地方自治の歴史

(二)隣保團結の舊慣を尊重擴張せよ。

このためには、自己をまづ充實確立させ、輕佻を戒め、前例舊慣をたづねて、同胞相愛の精神を以てすべきである。立派な自主の精神は、やがて隣人敬慕の的となるのである。

(三)市及び町村の權利義務を保護せよ。

このためには、その權利義務についての確な觀念を有し、正義と信ずるところに向つて、勇敢にならなければいけない。

以上の三條を要約すれば、私たちはまづ獨立的精神によつて自己を充實し、更に公共的精神によつて相互緊密な關係を保持し、なほ奉仕的精神によつて、その所屬團體のために獻身犠牲の實を示せといふことに歸するのである。

元來地方自治とは、地方公共團體が委任された範圍内に於て、國家の事務を自主的に處理することである。これは國家の監督の

下にあつて、それ／＼その地方に適切な施設をなし、兼ねて人々をして公務に通曉させる所以であるから、一舉にして地方と國家とを併せ利する結果になる。女子には或はその實際に當る機會はないであらうが、併し今からよくこの道理を明かにし、他日一家の主婦として子女を指導する場合の用意とすべきである。

我が郷土 私たちの出生成長したところは郷土である。我が

郷土には、たとひ山川風物の秀偉さはなくても、歲月の流れる間に舊觀を改めたものがあるにしても、たゞ何となく懐かしみを覺える。これは純眞な人情の自然である。殊に漸く長じ、郷土を去つて他郷に暮すやうになれば、一層この情感が高まるであらう。

併し郷土は、市町村といふやうに、確然たる地域を以て呼ばれる名稱ではない。それゆゑ、その場合々々によつて、廣くも狭くもなる。道府縣からすれば市町村が郷土であり、全國からすれば道府

○現在全国に町村は一萬一千七百餘、市は百十餘ある。
○公共團體には地方團體と公共組

縣が郷土であり、世界からすれば我が國が郷土である。このやうに、常に對立した觀念を豫想させるところに、油然として郷土愛の情が湧くのである。即ちこれから推せば、愛郷心はやがて愛國心であり、二者その本質を同じうすることが分る。
私たちは我が郷土の過去を探り現在を知つて、將來のよりよい發展のために、私たちに出来るだけのことを盡してみたい。その自然・經濟・政治・思想・産業などのあらゆる方面について、私たちの身にかなふ程の觀察・調査・研究を遂げてみたい。これは、私たちの郷土愛をして意義あらしめるための最初の仕事である。

第十章

市町村

市町村の自治

市制または町村制によつて認められてゐる公共團體は、市・町・村である。市町村は法人であつて、自治團體である。

合とある。公共組合は地域を存立の基礎としな
い。
○法律上自然人と同様に認められるものを法人といふ。

と共に地域團體であり、成立の要素としては一定の地域と人民と自治權とが數へられる。自治權とは法令の範圍内に於て、市町村が自己の意を以て自己に屬する一般公共事務を處理する權能である。これによつて、市町村はその住民の權利義務を定め、事務を處理するために條例・規則を設けるのである。

市町村は國家の事務の一部を公共事務として處理する關係から、第一次に府縣知事、第二次に内務大臣の監督を受ける。國家の構成分子たる市町村の地位に省みて、その自治の實蹟が、直接間接に國家に影響するところの多大なのは、こゝからも察せられるであらう。

公民

市町村内に住所を有するものを住民といふ。これは男女の別を問はず、また外國人も法人も含まれる。住民は市町村の財産や營造物を共用する權利を有し、市町村税その他の費用を負擔する義務を負ふ。

○法律上自然人と同様に認められるものを法人といふ。

市町村は國家の事務の一部を公共事務として處理する關係から、第一次に府縣知事、第二次に内務大臣の監督を受ける。國家の構成分子たる市町村の地位に省みて、その自治の實蹟が、直接間接に國家に影響するところの多大なのは、こゝからも察せられるであらう。

公民

市町村内に住所を有するものを住民といふ。これは男女の別を問はず、また外國人も法人も含まれる。住民は市町村の財産や營造物を共用する權利を有し、市町村税その他の費用を負擔する義務を負ふ。

○名譽職たる義務は一定の理由があれば辭することが出来る。

此の條は選挙権の行使に關するものなり。其の條に於ては、
市町村の住民たる者、其の年齢が二十五年以上、
且つ、其の住居を有し、且つ、其の生活が健全なるものなり。
此の條に於ては、其の住居を有し、且つ、其の生活が健全なるものなり。
此の條に於ては、其の住居を有し、且つ、其の生活が健全なるものなり。

帝國臣民たる満二十五歳以上の男子で、二年以上市町村の住民たるものを、その市町村の公民といふ。但し、(一)禁治産者、準禁治産者、(二)破産者で復権しないもの、(三)貧困のため生活上公私の救済または扶助を受けるもの、(四)一定の住居を有しないもの、(五)六年以上の懲役または禁錮の刑に處せられたものなどは、いづれも公民たることが出来ない。但し公民たる資格のうち、在住年数の制限は市町村會の決議によつて免除することが出来、また公民でないものも、市町村長助役收入役に選任された時は、市町村の公民たる資格が得られる。

公民は住民たる權利義務の外に、市町村の選挙に參與する權利を有し、市の名譽職に選任された時は、これを擔當する義務を負うてゐる。公民權とは、これ等公民たるによつて得る權利義務の總稱である。即ち公民が正しく公民權を行使するところのみ、市町村の輝かしい運命が期待される。

○近來婦人公民權及び婦人參政權のことが一般に論議されるやうになつて來た。
○市町村の名譽職

選挙權は、原則として市町村の公民一般の有するところであるが、公民權停止中のものや現役軍人やこれに準ずべきものは、これを有しない。また被選挙權は、原則として選挙權を有するものにあるが、在職中の判事、檢事、警察官吏、收稅官吏などは除外されてゐる。なほ一般官吏でも、直接選挙事務に關係あるもの、及び市町村の有給吏員は、その關係の範圍内では、これまた被選挙權を有せず、或は議員との兼職を禁じられてゐる。

右のやうに、公民權は選挙權と直接關聯してゐるが、女子には公民權を認めないので、随つて選挙について男子と同等に待遇されてゐない。これは舊い社會組織に即して建てられた制度であるから、やがては適當に改められて、女子もこの方面に活動することが出来るやうになるであらう。

議員の選挙 市町村の公民が市町村の名譽職を選定し、またそ

には、議員、名譽職吏員、委員、選舉立會人などがある。なほ名譽職とは、有給職に對するもので、俸給を受け、自己の本業を保持することを許されてゐる。

○選舉長とは、選舉會に關する事務擔當者ないふ。

れに選舉されるのは、一に公民權があるによる。公民たるものは、これを有効完全に行使して、いはゆる「清き一票」をして、眞に清からしめなければならぬ。

議員の選舉には、それに先だつて選舉人名簿が調製される。これは市町村長特別の市では區長が、毎年九月十五日現在によつてするが、十一月五日から十五日間、毎日選舉有權者の縦覽に供する。若し名簿に誤落などのある時は、關係人は縦覽期間内に訂正の申立をすることが出来る。かうして、名簿は十二月二十五日を以て確定する。

選舉會は、選舉長(市町村長)の下に、選舉立會人(市町村長が選舉人から選任したもの二人乃至四人)の立會によつて行はれる。選舉人は投票時間内にみづから選舉會場へ赴き、所定の投票用紙に被選舉人一人の氏名を記して投票する。これを無記名單記投票といふ。なほ盲人のためには、點字投票を有効とする。

五萬未滿	三	五萬以上	三
十五萬未滿	四	十五萬以上	四
二十萬未滿	四	二十萬以上	四
三十萬未滿	四	三十萬以上	四
五十萬未滿	五	五十萬以上	五
一萬未滿	六	一萬以上	六
二萬未滿	六	二萬以上	六
三萬未滿	六	三萬以上	六
四萬未滿	六	四萬以上	六
五萬未滿	六	五萬以上	六
六萬未滿	六	六萬以上	六
七萬未滿	六	七萬以上	六
八萬未滿	六	八萬以上	六
九萬未滿	六	九萬以上	六
十萬未滿	六	十萬以上	六
十一萬未滿	六	十一萬以上	六
十二萬未滿	六	十二萬以上	六
十三萬未滿	六	十三萬以上	六
十四萬未滿	六	十四萬以上	六
十五萬未滿	六	十五萬以上	六
十六萬未滿	六	十六萬以上	六
十七萬未滿	六	十七萬以上	六
十八萬未滿	六	十八萬以上	六
十九萬未滿	六	十九萬以上	六
二十萬未滿	六	二十萬以上	六
二十萬以上	六	二十萬以上	六



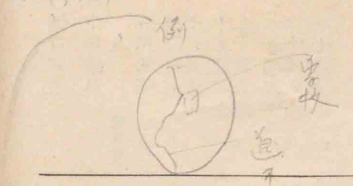
選挙會場

當選者は有効の得票の最多のものから順次に少數のものに及び、議員定數だけを得て決定する。若し得票が同數であれば年長者に譲り、同年であれば抽籤で決する。また得票には最少限度の規定があり、當選者たるには、議員定數で有効投票總數を除いて得た數の六分の一以上の得票を必要とする。當選者決定の上は、市町村長は當選者に告知し、その住所・氏名を告示する。告知を受けて五日以内に辭退する旨を申出でなければ、當選を承諾したものと認められる。

市町村會 市町村にはその議決機關(意思決定機關)として、市町

○市會は市會議はのうちから議長・副議長を選挙する。

村會及び市參事會がある。そして市會は市會議員を以て、町村會は町村長(議長)及び町村會議員を以て組織される。これ等はいづれも名譽職であり、その任期は四箇年である。市町村長は、必要に應じて市町村會を招集する。但し議員定數の三分の一以上が會議に附すべき案件を示して請求した時も、同じくこれを招集する。市町村會の會議は、原則としては議員定數の半數以上の出席によつてこれを開き、その議事は出席議員の過半數を以て決する。若し可否が同數の時は、議長の決するところによる。市町村會の議事は、公開されるのが原則である。私たちは希望によつてこれを傍聴し、市町村の重要案件が如何に各議員によつて公明正大に審議されるかを見ること出来る。とにかく議員たるものは、市町村のために一身の利害を忘れ、政黨政派を超越し



て、その本來の使命に向つて努力し、一般の期待に背かないやうにすべきである。市町村會には、まだ舊慣に囚はれ、情實に累せられて、その議員が果して地方自治の精神を解してゐるのかと疑はしめるやうながないでもない。これはまことに歎かほしいことである。私たちは、これ等議員の公人としての出處進退について、不斷に注目を懈らないやうにしたい。これは現制の下にあつて、私たち女子の立場としてなし得る、必要にして且有效な地方自治への奉仕でなければならぬ。

市町村會の職務權限は甚だ廣汎であり、市町村に關するすべての事件及び法令によつて定められた事件を議決し、その執行を監督する。今、左にこれを列擧しよう。

- (一) 主として次の各項を議決する。
 - 1、市町村條例及び規則を設け、または改廢すること。

Handwritten notes in the bottom left corner, including the characters '市町' and some illegible text.

例

○市會はその権限に關する事項の一部を市參事會に委任すること出来る。

本年は此の村の... 金ケル... 使つかりキ... 市町村稅使用料手數料... 賦課徵收に關すること... 財産及び營造物の管理方法を定めること... 市町村吏員の身元保證に關すること... 市町村會は町村會は町村長を選舉する。

- (一) 市町村費を以て支辨すべき事業に關すること。
- (二) 市町村稅使用料手數料などの賦課徵收に關すること。
- (三) 市町村費を以て支辨すべき事業に關すること。
- (四) 市町村の事務に關する書類などを檢閲する。
- (五) 市町村會の被選舉權の有無を決定する。

山材村の山材... 市に限つて特別にある市參事會は市長名譽職參事會員を以て

○市參事會の議長は市長がこれに當る。

市長村長... 正副市長... 市參事會... 市役所町村役場... 市町村長は市町村會の代表し...

組織される。名譽職參事會員は市會議員のうちから選舉し、十人を定數とするが、市によつては特に十五人まで増加することが出来る。市參事會の議事は公開しない。

市參事會は市會から委任された事項を議決し、市長に對して市會提出の議案に關する意見を述べること、その他の権限を有する。

市役所町村役場 市町村長は市町村會によつて選舉される。その任期はいづれも四箇年である。そして市長は有給吏員、町村長は名譽職吏員であることを原則とする。また市町村長がその補助機關と共に事務を執るところが、即ち市役所町村役場である。

市町村長は市町村の理事機關(執行機關)であり、そのために、(一)市町村を統べ、(二)外部に對して市町村を代表し、(三)市町村會に(市にあっては市參事會にも)議案を提出し、その議決を執行し、(四)財産及び營造物を管理し、(五)市町村稅手數料などを賦課徵收するなどのこ

地所... 市長... 町村長... 市町村會... 市町村稅手數料... 賦課徵收するなどのこ

助役
収入役

市町村長の補助機関として主なもの、次のは、次のとほりである。
一、市町村長の補佐として、その故障がある場合には代理をする。
二、市町村長の補佐として、その故障がある場合には代理をする。
三、市町村長の補佐として、その故障がある場合には代理をする。
四、市町村長の補佐として、その故障がある場合には代理をする。

とを行ふが、同時にまた國及び府縣、その他公共團體の委任を受け、
て、戸籍・衆議院議員選舉・兵事・就學・種痘・傳染病豫防などのことをも
掌つてゐる。また市町村長は、自己の意見または監督官廳の指揮
によつて、市町村會(市參事會も)の不法や公益に反することに對し、
種々の權限が附與されてゐる。これは、市町村長と市町村會とが
兩々相助けて、立派にその本來の目的を達成させるためである。

市町村長の補助機関として主なものは、次のとほりである。

(一) 助役 市町村長を補佐し、その故障がある場合には代理をする。市町村
長の推薦によつて、市町村會の定めるところである。任期は四箇年であ
る。市の助役は有給で、町村のは多く名譽職である。定員は大都市以外
では一人である。

(二) 収入役 市町村の出納その他會計事務を取扱ひ、その公金を保管する。
これも助役に於けると同じ手續で定められる。任期は四箇年で、有給で
ある。

(三) 區長 市町村のうちにある區に於て、市町村長を補助する。名譽職で、市
町村の公民中選舉權を有するものについて定める。

(四) 委員 臨時または常設の名譽職である。市町村會議員(市では名譽職參
事會員も)または市町村民で選舉權を有するものから定められ、財産ま
たは營造物の管理或は委託を受けた市町村の事務の調査などに當る。
これ等の外、市によつては市參與がある。これは市長の指揮監督を受け、市
の經營してゐる特別の事業を擔任する。

市町村の財政 市町村が各種の機關によつて、多方面に活動す
るためには、多大の經費を要するから、その財政を確立しておかな
ければならない。即ちこれには歳入・歳出を見積つて、市町村長が
豫算を編成し、市町村會の議決を経る。そして豫算の執行が終つ
て後、収入役は決算を調製し、これを市町村長に提出すれば、市町村
長は市町村會の認定を受ける必要がある。

○六大都市の區長は有給吏員である。また東京・大阪・京都の三市に於ける區は最下級の自治團體であつて區會を有する。區長はその理事機關であり、兼ねて市内の市事務を掌り、または府縣の機關となつて區内でその事務を施行する。

○市町村には書記・技師・技手などの有給吏員をおくことがある。
○歳入・歳出は一會計年度(四月一日から翌年三月三十一日まで)による。

次に市町村の營造物には、(一)物だけから成る上下水道公園墓地などもあり、(二)物と人から成る學校病院博物館圖書館公會堂電車倉庫などもあるが、皆市町村が經營して、その住民の福利を終局の目的として設けられたものである。これ等を直接利用するものに對して徴收するのが、使用料である。私たちは善良忠實な市町村の民たるためには、市町村の營造物についても深く留意すべきである。

第十一章

府 縣

府縣の自治 私たちの住んでゐる府縣は、(一)國の行政區劃として、官治行政の行はれるところであるが、それと同時に、(二)府縣制による法人として、市町村の上級に位する地方自治團體である。府縣の自治は、これを市町村に比較すれば、その範圍がやゝ狭小

である。即ち議決機關たる府縣會、府縣參事會の權限は、市町村會などに比して限定的であり、また府縣の理事機關は國の官吏がこれに當つてゐる。

府縣會は府縣會議員を以て組織する。議員は各郡市の選舉區から公選される名譽職であつて、その任期は市町村會議員のそれと同じい。

府縣會議員の定員は、府縣の人口七十萬未満は三十八人、七十萬以上百萬未満は五萬を加へる毎に一人を増し、百萬以上は七萬を加へる毎に一人を増すことになつてゐる。

府縣會議員の選舉權及び被選舉權については、市町村會議員の場合と大體同様である。たゞ注意すべきは、衆議院議員は、この府縣の府縣會議員をも兼ねることが出来ないことである。

その選舉は、議員候補者として選舉長に届出のあるものに投票

○選舉區は東京・大阪などの大都市では、別段の規定による。

○府縣會の議事も公開されるのが原則である。

しなければならぬ。選舉長は、市長または府縣知事指定の官吏がこれに任ぜられる。開票の結果、有効投票の多數を得たものを當選者とするが、これには一定の制限がある。

府縣會の議決を要する主な事項は、(一)府縣の條例規則を設け、または改廢すること、(二)歳入出豫算を定めること、(三)決算報告に關すること、(四)使用料手数料、府縣稅などを賦課徵收すること、(五)不動産の處分並に買受讓受に關すること、(六)積立金穀などの設置及び處分に關すること、(七)財産及び營造物の管理方法を定めること、(八)その他府縣會の權限に屬する事項である。

府縣知事は、府縣會を招集する。また議員定數の三分の一が、會議すべき案件を示して、臨時會の招集を請求する時は、これを拒むことが出来ない。府縣會には、(一)通常會(毎年一回開會、會期三十日以内)、(二)臨時會(臨機に開會、會期七日以内)とあるが、いづれも開議は議員定數の半數以上の出席を要する。議事は多數決により、可

○府縣會の議長・副議長はそれぞれ一人、議員のうちから選出される。

○北海道及び市部會・郡部會を設ける府縣では、名譽職參事會員を十二名とする。

○北海道は北海道地方費法・北海道會法によつて認められてゐる地方團體である。

否同數の時は議長の決するところによることは、市町村會の場合と同様である。

府縣參事會は議長(府縣知事)及び名譽職參事會員(府縣會議員のうちから選舉し、任期二箇年)十人を以て組織し、府縣の副議決機關たると共に、府縣行政の監査をもなす機關である。府縣參事會の招集は府縣知事がする。そして名譽職參事會員定數の半數以上が出席しなければ、開會することが出来ない。

北海道はすべて府縣に準ずるものと見て、殆ど誤はない。たゞ府縣知事を北海道廳長官とし、府縣會を北海道會とし、府縣參事會を北海道參事會として考へればよいのである。

府縣廳 府縣の一般の事務を處理するところが、府縣廳である。府縣知事は、國の行政官廳として國の法律命令を執行し、管内の行政事務を管理し、内務大臣、その他の各省大臣の指揮監督を受け

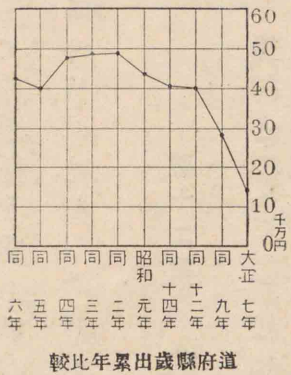
る。また必要によつて府縣令を發し、或は師團長に移牒して出兵を請ふことが出来る。

府縣知事は、國の機關たると同時に、地方自治團體の理事機關であつて、その府縣を統轄し、またこれを代表する。府縣會の議案の提出、その議決の執行、財産及び營造物の管理、收入・支出の命令、租稅・手數料の賦課・徵收などを行ふのは、皆その權限に屬するのである。北海道廳長官は、拓殖事務、國有林野事務を執行する外、府縣知事と殆ど同様の職務權限を有する。

府縣知事の補助機關としては、書記官、地方事務官、地方視學官、地方警視、地方小作官、地方技師、視學、屬警部、小作官、補技手、警部、補などの官吏や、各種の技師、主事、技手、主事、補書記などの地方待遇職員や府縣の吏員がある。

府縣は知事官房及び内務部、學務部、警察部があり、更に府縣によつては土木部もあり、北海道には別に拓殖部、産業部がある。但し東京府は警視廳がある

○國稅の附加稅には地租附加稅・營業收益稅附加稅・所得稅附加稅などがある。



ので、警察部を缺いてゐる。書記官はこれ等各部の部長となり、その他の官吏、職員、吏員などはその下に分屬してゐる。

府縣にも市町村と同じく固有事務と委任事務とのあるのは、その性質から推して知られる。また必要な條例・規則を制定するのも、市町村と等しい。たゞ財政に於ては、府縣は、租稅收入に中心をおく傾向がある。そして國稅の附加稅と特別稅とが、その主要な財源となるのである。別に使用料、手數料、財産收入、補助金などの收入のあることは、いふまでもない。なほ特別の事情があれば、府縣債を起すことが出来る。

我が府縣 私たちの府縣に對する愛着の情は、市町村に對するそれと少しの變りもない。そしてこれを歴史的に見れば、多くは

昔の藩領と密接な関係がある。必ずしも現在もなほ當時の社會事情が残つてゐるといふわけではないが、その地理的特異性と相須つて、各府縣は多分の地方色に彩られてゐる。こゝに私たちの郷土愛が、我が府縣と緊切に結合して來るのである。

しかも最近に於ける府縣の發展は、どこでも異常な活氣を示して、教育に交通に産業に、それ〴〵長足の進歩を遂げて來た。私たちは我が府縣の現勢を知り、且その過去に於ける人々の如何なる努力によつて今日を得たかを念ひたい。そして私たちは女子としての最善を盡し、我が府縣の光榮を將來に更に大きなものにするやうに心掛けなければならぬ。

第十二章 農村と都市

農村と都市

封建制度の時代にあつては、諸侯が各地方に居城

昔の
現在

市都と村農
市都と村農

昔の藩領と密接な関係がある。必ずしも現在もなほ當時の社會事情が残つてゐるといふわけではないが、その地理的特異性と相須つて、各府縣は多分の地方色に彩られてゐる。こゝに私たちの郷土愛が、我が府縣と緊切に結合して來るのである。

を設け、都市はこれに依頼して、城下町として發達したが、農村は生活資料の生産地として、多く都市に於ける需要を待つばかりであつた。それゆゑ、農村は自給自足を主とする生活以上に、さして展開を見ることが出来ず、都市も都市としての規模が比較的小さく、多くは單に一地方の中心をなすものたるに過ぎなかつた。

現代の農村及び都市は、全くこれと趣を異にしてゐる。即ち都市がその大を成した所以のものは、主として産業・經濟の關係にあり、或は商業・都市として物資の大集散地・大交易地となり、或は工業・都市として工業的大量生産の中心をなすに至つたのである。随つて、今や農村は生産のための原料と勞働とを都市に提供するところであるが、日常生活に必要な物資は、却つてこれを都市に仰がなければならぬことになつた。

また他の方面から見れば、農村と都市とはそれ〴〵、独自の存在

の意義を有しながら、しかも相互に離れることの出来ない経済的
 關係にあり、そしてその相影響するところ、殆ど全・國・的・な・の・は・勿・論
 更に世・界・的・な・もの・さへある。

農村生活

自然に恵まれることの多いのは、田園の生活である。

およそ空気の清さ、日光の明るさ、食物の新しさなどは、都市に於け
 るよりも安易に得られるのは否まれない。そしてその生業は農
 耕を主とし、商工業にしてもかなり副業的に営むのが多く、概して
 淳樸な氣風と相互扶助的な情味のある生活とは、農村に於て最も
 よく味ふことが出来るといへよう。

併し近代の社會組織が資本を重視するところから、資本萬能の
 謬想が、漸く農村にも浸潤して來た。即ち物質偏重の念に驅られ
 ては、田園の自然を讚美するよりも、日々の労働に對する報酬を懸
 念するやうになるのが當然である。かういふ傾向からして、何と

○資本について
 は、第十三章參
 照。

なく生活が逼迫して來たと感ぜられるところに、小作爭議などの
 農・村・問・題・が・つ・ぎ・に・起・り、田園に不安の空氣が目立つやうにな
 った。

近年農村の經・濟・的・窮・迫・が指摘される。これは私たちの直面し
 てゐる事實である。私たちはこの難關を突破するため、どうし
 てよいか。この場合、徒に農村の子女が我が郷土を見捨て、安逸を
 夢みて、漫然として都市に走るなどは、最も戒むべきことである。
 何となれば、荒廢した田園は、そこに生れそこに育てられた眞摯な
 人々の覺醒によつてのみ、よく再生の日を迎へることが出来るか
 らである。

農村の開發

我が國の農村は、大いにその開發を圖るのが急務
 である。私たちは現代の情勢に鑑みて、まづ農村に篤實な人物を
 一人でも多からしめることを望まなければならぬ。このやう

大
切

な人物は、必ずや精神的には浮華輕薄な流俗を矯正し、經濟的には生産を豊かにし、生産品を有利に處分することを實行するに違ない。こゝに農村振興の發足點が見出される。

更にいへば農村子女の教育を一層適切に導き、生産に關する技術を研ぎ、生産品の貯藏利用販賣消費などについて、實際に即した方策を得、そしてなるだけこれ等を共同的にし、かの大農式の長所を程よく取入れ、適當に器械力を應用し、そのために生じた勞働力の餘剰は、副業その他の方面に向けるやうにしたい。

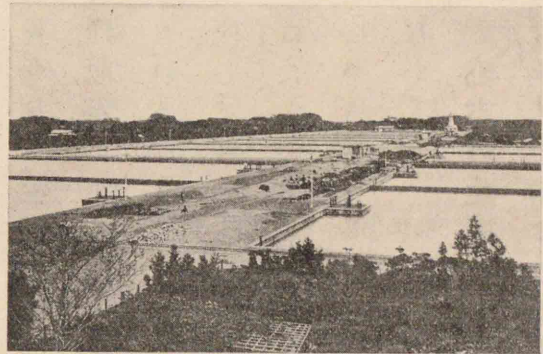
全村一致して農事の改良に勵めば、これに倣ふ農村は直ちに他にも現出するであらう。かうして一村から他村に及び、その連絡統制をよくすれば、生産が大量化されて、利益も加速度的に増大する。しかもこれが首唱者たり原動力たることは、女子のよくするところでない、誰がいへるだらうか。私たちは郷土のために、常

○副業にも共同的な經營が必要である。

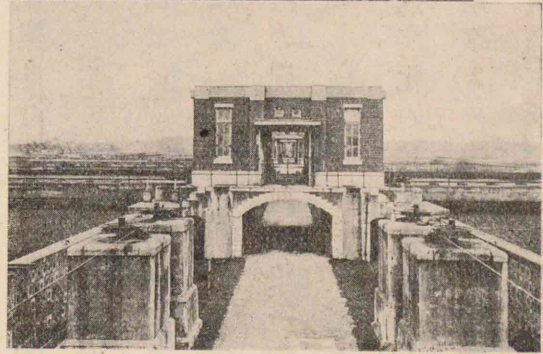
に時勢に先んじて、農村指導の重任を負ふだけの覺悟を持ちたいものである。

副業は從來農閑を利用して遺利を收めることに、出で、養鶏園藝養蜂など、主として農業に直接關係のある種類であつたが、更に農産原料によつて、手工業的なものを工業的なものにするとも見られるやうになつた。この間に、私たち女子の活動すべき天地は、決して狭いものではない。なほ方面によつては、寧ろ女子に限られたものもないではなからう。やがて主婦たり母たるべき任務のある私たちは、農村の現狀に對して、一刻も冷然たることは出来ない。

都市の生活 近代文化の粹を集めてゐるものは都市であり、日常生活に對する徳用なもの、便利なもの、趣のあるものはことごとくそこにある。上水道下水道汚水處分場公園病院などの衛生保



(上) 東京市管境浄水場
(下) 同三河島汚水處分場



る便益も、都市の生活にあつて甚だ大きいの

である。

併しそれと同時に、都市は人口が密集し、家屋が軒を並べ、交通が激しいのであるから、戸外は勿論、室内にゐても、外部の刺戟に惱ま

され、精神の安靜を妨げられることが多い。且その空氣は塵埃・煤煙、その他の有害な不潔物に汚されてゐる。また巧妙な或は大仕掛な犯罪も、この間に行はれることが少くない。

都會の人々は多忙な日々を送り、休養を十分にとることも出来ず、個人的な見解・行動に出でやすく、随つて人心が險惡になり、ごうかすると公共的精神が稀薄になりがちである。私たちはかやうな惡風を排し、めい／＼の都市をして眞に住みよいものとすることに努めたい。

すべて何事によらず、離れて見れば美しく羨しい。農村に住めば都市が慕はしく、都市にゐれば農村が望ましい。私たちは農村の人たる場合には、徒に都市の華やかさに眩惑されるなどのことなく、十分にその實際を知りぬいて、自己の立場を失はないやうにありたい。



子女(中左) - ロアユシツラ(中右) 頭街の夜(上左) てに園公(上右) らか活生市都
 摘茶(下左) 禮祭(下右) 踊盆(中左) 蠶養(中右) らか活生村農 室一のトーバー

近來、農民離村のことが問題となつてゐる。これは單に思想上の理由だけから起つたことではなく、そこに重大な經濟上の原因があり、それを調整してはじめて解決されるものである。とにかく人々の無反省から來る人口の都市集中は、國としても憂ふべきことである。

都市の改善 我が國の都市は、その發展の歴史的理由によつて、多く都市としての本質に缺けてゐるのは、事情已むを得ないことながら、まことに歎かほしいことである。近代都市は交通、保安衛生、經濟などの各方面に互つて統制があり、都市としての體制を具へなければならぬ。例へば、家屋は火災などに堪へるやうにし、道路は往來を安全に便利にし、公園は健康と慰安との源泉になり、下水道は汚水を完全に處理するやうにさせるなどが、その一斑である。

かやうに都市を改善してゆけば、都市は私たちにとつて、極めて

○都市計畫は都市計畫法によつて實施される。この法の適用都市は現に九十數市に及んでゐる。

合理的な能率的な活動の舞臺となる。いはゆる都市計畫はかやうな目的に出たものであり、すべて永久に公共の安寧を保持し福利を増進するためにする重要な施設計畫である。なほこれにつき必要な調査をなし、關係官廳の諮問に應ずるなどのために、都市計畫委員會がある。

また内務大臣は特別な都市に對し、地域制を採らせる。住居地域・商業地域・工業地域などといふのがこれであり、この地域内では建築物などについての制限がある。また都市の美觀を損ずるものについても、法の禁止がある。

私たちは世界に於ける日本の地位を考へ、我が國の都市を飽くまで健康な明朗な都市とするために、法令の定めるところに従ふ以上に、進んでめい／＼になし得ることをもなすべきである。

第十三章 産業

産業と國民經濟 人が自然に對して或力を加へて、使用價值のあるやうにすることを生産といひ、秩序ある組織の下に、業務として生産をなすことを産業といふ。産業には幾多の種類があるが、その最も主なものには農業・工業・商業である。

産業の經營には、分業と交換との理を知らなければならぬ。産業が地域によつて分業的になると共に、一産業のうちから次第に分化獨立してゆくもののあることは、近代産業界の趨勢である。かうして、すべての産業が分業的特色を有して、それ／＼すぐれた生産をなし、隨つてまた交換によつて經濟的單位が充足されるやうになつたのである。

更に他の方面からいふと、昔は經濟生活がすべて家族本位であ

つたが、産業が次第に大規模になり、單に地方的だつたものも、遂に國家的に複雑な關係を有するやうになり、國民の經濟生活は結局外國を對象とするやうになつた。即ち現代に於ては、國民を一丸としてその經濟力を擴大することに、國としての努力が拂はれ、個人のために産業を獎勵するのも、要するに國民全體を經濟的に國家本位たらしめる目的から出てゐる。即ち國民が全體として、その國の經濟・産業を負擔して、榮枯盛衰を共にすることになるから、ここに國民經濟の實が見られるのである。

これを他の半面からいへば、國民經濟の振ふと否とは、直接に國力に甚大な影響を及ぼすが、しかもその實質をなすものは、各種産業の消長である。世界各國が競うて産業を獎勵し、幾多の困難を排してその振興を圖り、産業立國を唱へるものが多いのは、實にこの間の消息を物語つてゐる。

○天然力には水
力・風力・日光な
どがある。

およそ生産の要業は、自然と労働と資本とである。自然とは原料となる動植物や礦物や土地河海や天然力などをいひ、労働とは人の肉體的及び精神的の勞作筋肉労働精神労働をいひ、資本とは生産の結果の蓄積であつて、將來生産または營利のために用ひられるものをいふ。

自然のうち、土地は生産力に限度があり、これを超えれば、收穫が漸減する。これを收益遞減の法則といふ。また労働には、労働の條件(労働時間賃銀など)や労働者の素質環境など各種の事情が加はり、生産の要素としての價値に異同を生ずる。

これ等生産の要素を結合し、生産または營利の業務を営むことを企業といひ、企業をなすものを企業者といふ。今、これを企業の形態によつて分てば、個人企業と共同企業となる。前者は單獨のものが經營に任ずるのであり、後者は多數のものが團結して經

○企業は規模の大小によつて、大企業・小企業に分けられる。

營するのである。近來資本その他の關係から、大規模の共同企業が非常に勢力を得て來たが、(一)會社、(二)企業同盟、(三)産業組合などがそれである。

會社は營利を目的とする法人であるが、これに四種ある。

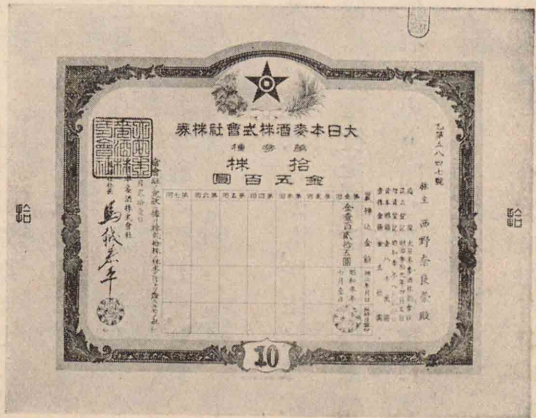
- (一)合名會社 二人以上の無限責任社員から成る。社員は原則として皆會社の業務を執行し、會社を代表する地位にある。多く家族的に營まれる。
- (二)合資會社 無限責任社員及び有限責任社員から成る。併しその中心たるものは前者であつて、經營の實務に當る。合名會社と同じく、社員の個人的な實力が基礎になる。

- (三)株式會社 株主から成る。即ち會社の資本を株式に分ち、株主は株式金額の限度に於て責任を有する。その機關は取締役・監査役及び株主總會である。この會社は資本を集めるのに便利であり、隨つて大企業に適してゐる。

- (四)株式合資會社 無限責任社員と株主とから成る。合資會社と株式會社

とを折衷したものといへる。
 企業同盟は多数の企業家が多数の會社を結合して、企業の規模を一層大きくしたものであるが、これには、(一)各企業者が生産、販賣などについて協定する企業聯合(カルテル)と、(二)各企業者がその獨立を捨てて合同する企業合同(トラスト)とある。前者はドイツに、後者はアメリカに發達した。

現今では、生産は主として市場關係によつてなされ、直接の顧客の有無に拘らない。そのために、不當の競争を促すことが多いから、時として過剰生産を來すことがある。若しこれが久しく續けば、當然生産品の價格の低落となり、延いては生産の制限から労働者の解雇となり、或は經營者の倒産または關係銀行の破綻をも招く。これ



株 券

はいはゆる恐慌であるが、これに前後して各種の労働問題、社會問題が起る。大會社や企業同盟は企業を合理的にし、供給と需要とを調節させるが、或は市場を獨占して、意義ある競争をも停める弊害をも招きやすい。これ等のことは産業道德の立場から見て、そのまゝ看過すべきではない。

大會社・企業同盟は、右に述べたやうに産業上有利な地位にある。これに反して、これ等と立場を異にしてゐる小農・小賣商人・手工業者などの中産者は、頗る不利な境遇に陥つて來た。何となれば、大資本の勢力に壓せられて、小産業本來の特色を發揮することが出來ないやうになつたからである。これには、これ等を補助する機關たる産業組合などを十分に利用して、出來る限りその重壓から免れさせなければならぬ。

産業組合は組合員各自の利益のために、共存共榮、相互扶助の精

○中産者の没落は、資本家と労働者とだけから成る社會を生ぜしめ、その兩者の對立を尖鋭化する處がある。

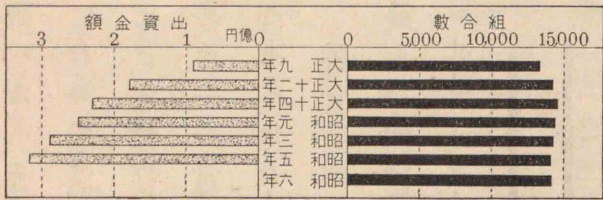
○産業組合法の制定には、品川彌二郎・平田東助などの功が多であつた。

○消費組合はその目的からいつて、購買組合の一種と見ることが出来る。

神を以て結合したものであるが、我が國では明治三十三年に制定された産業組合法に則つてゐる。その後、漸次普及し、最近に至つては、農村に於て殊に發達して來た。すべて産業組合は法人であり、その財産は組合員の出資による。理事・監事及び總會はその機關である。

産業組合をその目的から見れば、次の種類がある。

- (一) 信用組合 組合員に産業に必要な資金の貸付をなし、または貯金の便宜を與へる。
 - (二) 販賣組合 組合員の生産したものを加工しまたは加工しないで賣却する。
 - (三) 購買組合 産業または生活に必要なものを買入れ、これを加工し若しくは加工せず、またはこれを生産して組合員に賣却する。
 - (四) 利用組合 産業生活上に必要な建物、機械などを組合員に利用させる。
- 産業組合には、右のうち二種以上を兼ねたものもある。またその組織には、



産業組合累計年比較

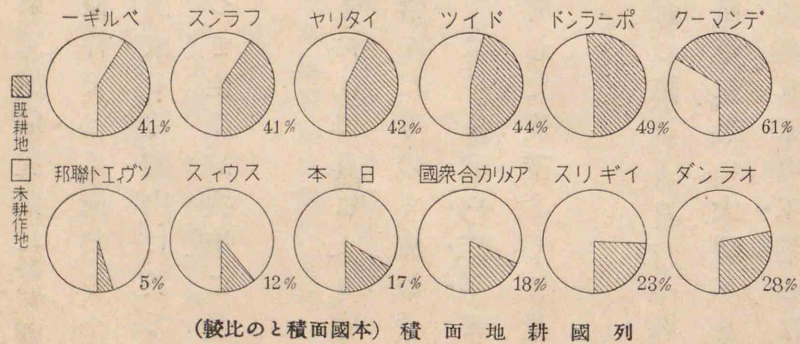
(一) 債務完済のために、全組合員が連帯無限の責任を負ふ無限責任組合、(二) 全組合員がその出資額を限度として責任を負ふ有限責任組合、(三) 債務完済のために、全組合員がその出資額の外、一定の金額を限度として責任を負ふ保證責任組合の別がある。

これ等産業組合の事業を助成し、十分にその機能を發揮させるために、政府は産業組合中央金庫を設け、短期の信用貸付をする。また産業組合聯合會は各産業組合が聯合したものであり、産業組合中央會は産業組合及び産業組合聯合會の聯絡や普及を圖るものである。

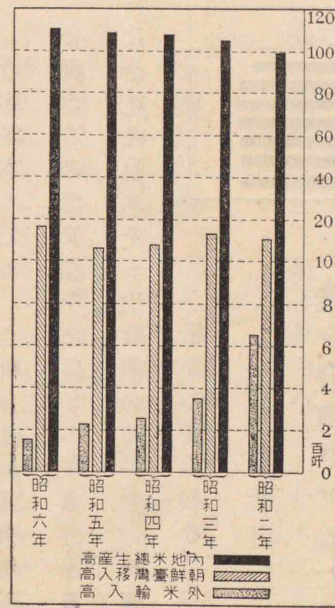
農業 土地固有の力を利用して、食糧や原料品を生産するのが農業の任務である。農業は、工業に對しては原料を供給し、商業に對しては顧客を

○農會が成立すれば、その地区内で會員たる資格のあるものは、原則としてこれに加入したものと見られる。
○農會の機關は總會と役員とである。

ればならない。
農業の助成機關の主なもの、(一)試験場(農事園藝茶業蠶業などの各試験場)、(二)農會(町村郡市府縣帝國各農會)、(三)組合(産業畜産茶業などの各組合)、(四)農業倉庫(穀物繭の保管、資金貸付などを主とし、多く産業組合の經營である)、(五)特設金融機關(信用組合産業組合中央金庫日本勸業銀行府縣農工銀行)などである。なほ農業教育のためには、各種の學校講習會品評會などがある。また國や府縣からは、補助金奨励金の交付などもある。
工業 原始産業によつて得られた原料に加工し、その形態や性状を變化させて、使用價

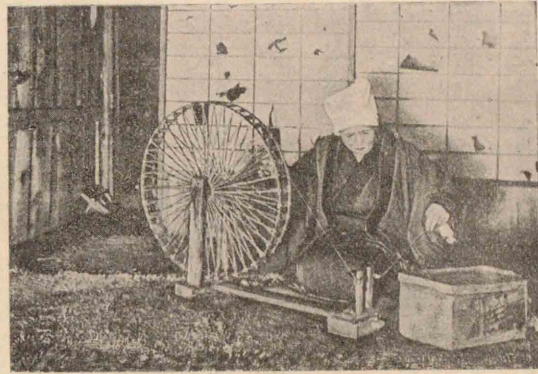


○原始産業とは、その生産が天然力による産業をい、ひ、農業、林業、牧畜業、漁業、鑛業などを指す。



額米産

與へる。それゆゑ、農業は一種の原始産業である。農業は我が國にあつては、地勢及び歴史の關係からして、(一)既耕地が狭く、(二)水田による稲作を主とし、(三)家族労働による小農式である。これがたゞに一戸當りの耕地が少く、自作農としての収益率に乏しく、こゝにも小作人地主相互に不利な事情がある。
併し我が國では、久しく農業が立國の大本として、富國強兵への最大な機縁であり、その主要産物たる米は國民に食糧を供給して來た。現代にあつては、或は多少關係を異にするものもあるが、とにかく私たちは農業本來の使命に目ざめ、經營上にも技術上にも一段の努力を試みなければ

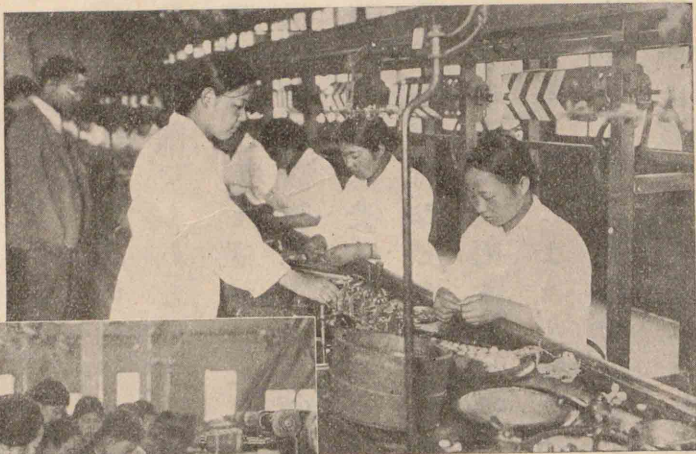


業作繰絲の家農

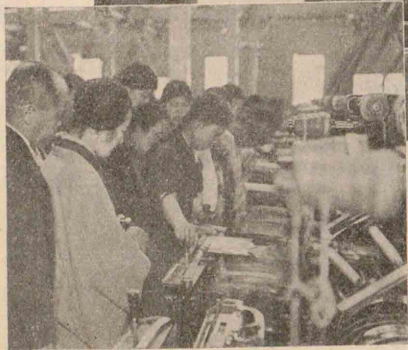
値を増大させるのが工業の任務である。元來工業は農業に反して、土地の生産力といふことが必要な直接の條件でなく、原料さへあれば、工場經營の出来る範圍内に於ては、労働や資本によつて生産が次第に多くなるものである。

昔は工業は人力または器具により、家族徒弟が相集つて營んだもので、概ね手工業の域を脱せず、いはゆる家内工業であつたから、殆ど獨立した産業として見るに足らなかつた。

然るに、第十八世紀以降、ヨーロッパ各國に於て各種の發明が相次いで起り、ために産業組織に大變革を生じ、工業もまた科學と機械とを活用する、いはゆる工場工業とな



(上) 製絲工場内部
(下) 機械工場内部



り、今や物質文明の中核をなすに至つた。我が國では、明治時代になつて俄然として工場工業が勃興し、そして今日に及んだのである。

工業には種類が多い。

(一) 纖維工業 製絲紡績機織編物などの工業。

(二) 機械工業 造船車輛工作各種機械器具製作などの工業。

(三) 化學工業 製紙製藥染料製造窯業肥料製造などの工業。

(四) 食料品工業 製糖釀造製

○産業の合理化は、主として工業に關係する。
○近來産業に對する國家の統制を行ふことも現實の問題となつて來た。

茶製粉などの工業。

(五) 雜工業 印刷製本玩具製作竹木工作などの工業。

(六) 特殊工業 瓦斯電氣金屬精鍊などの工業。

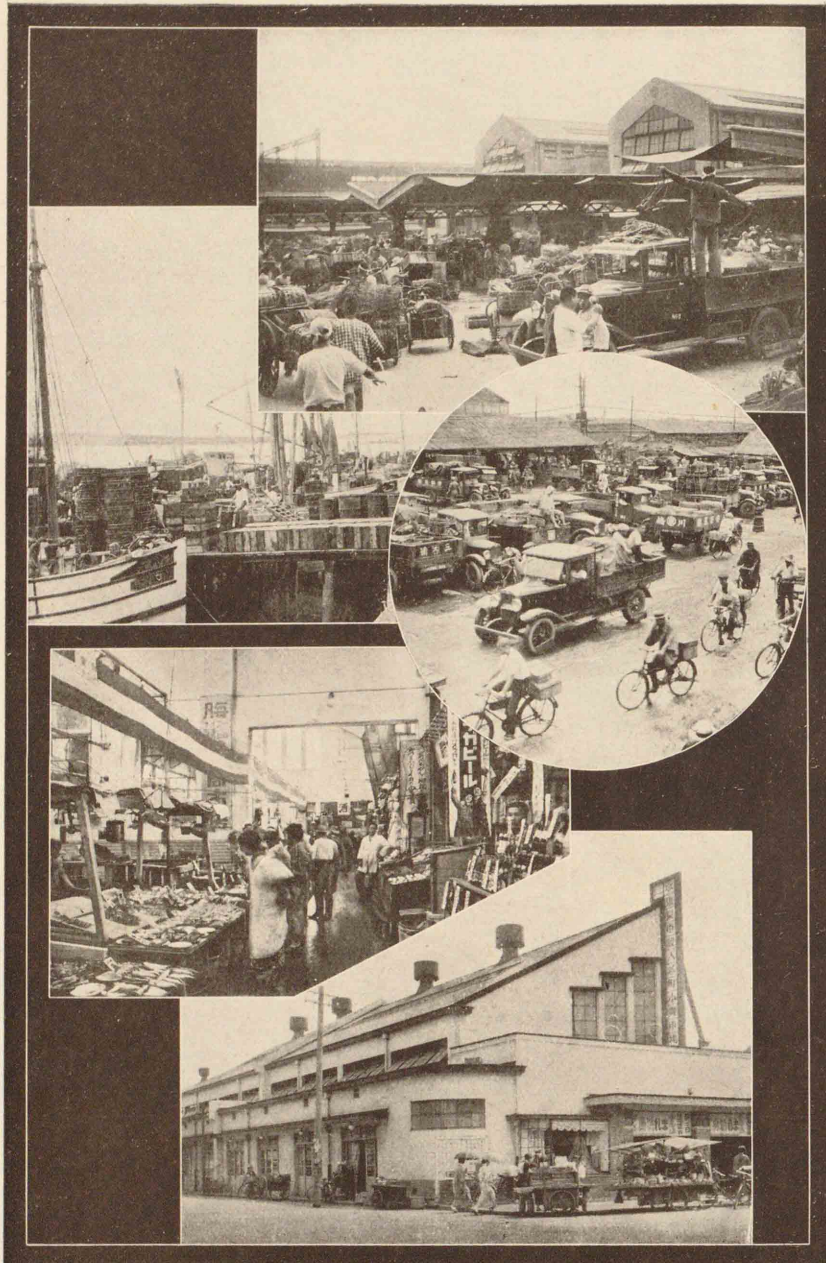
工業にも各種の助成機關がある。それには、後に述べる商業の助成機關でもある。商工會議所、重要物産同業組合、商品検査所、商品陳列所などを數へることの出来る外、(一) 試験所、研究所、(二) 特許權、實用新案權、意匠權制度、(三) 保護關稅政策、(四) 工業金融機關、(農業の項に舉げた府縣農工銀行、及び日本興業銀行など)、(五) 工業教育、(六) 補助金、獎勵金交付などを舉げなければならぬ。なほ忘れてはならないのは、近來提唱される産業の合理化は、無駄を排除し能率を増進させることにより、生産費の低下、品質の向上などを期する上に有效であり、工業品の規格統一、製品の單純化などと相表裏して、工業經營に福音を齎すべきものである。

○現在工場法の適用を受けてゐる工場数は約五萬五千、それに従ふ労働者は約二百十萬人ある。

既に述べたやうに、工場工業は規模が大きく、従事する労働者も多數であり、随つて勞資の對立も露骨に、階級意識を尖鋭にする傾向が多い。こゝに各種の労働問題が起る。これは國民經濟の見地からしても、その發生を豫防し、一旦發生した上はこれが解決に最善を盡すべく、工場法、労働爭議調停法、労働保險法などは、皆これ等のために制定され、またされようとしてゐる。

商業 需要供給の關係を圓滑にし、生産者と消費者との連絡を圖るのが商業の任務である。現代では生産は市場關係によつて行はれ、必ずしも直接の顧客を豫想しないから、商業は人の日常生活に特に大きな作用をするものになつて來た。

昔は商品の仕入、保管、運送、配給及びこれ等に必要な金融、保險などは、いづれも皆商人の掌るところであつた。然るに、その後補助商業として銀行、保險、運送、倉庫などの業務が分化、獨立し、商工業に



築市京東(中右) 所揚荷場市魚地築市京東(上左) 場市果青田神市京東(上右)
 観外び及部内場市賣小町谷入設市京東(下・中左) るす出搬を類魚らか場市魚地

對して助成の力を致すやうになり、商人は仕入賣捌をその經營の主眼とするに至つたのである。

商業を行ふところは、店舗市場及び取引所である。店舗は一般に賣買をするものであり、その商業に、(一)卸賣商業、(二)小賣商業がある。卸賣商は産地からの商品を小賣店に取次ぎ、小賣商は消費者に小口に賣渡すのが普通である。市場は多數の人が相集り、定日に開くのと常設のとあり、また、(一)中央市場(問屋卸賣商のことを兼ね、小賣商に取次ぐもの)、(二)小賣市場(小賣商に相當する)の區別がある。市場は日用品の配給を簡便圓滑にし、一般の商品價格を統制する効果があるから、殊に大都市ではこれに特殊の注意を拂ひ、公團體などの經營によつて、十分にその機能を發揚させてゐるものも多い。

取引所は、一定の資格を有する取引員が賣買取引をなすものである。これ

○取引所には、株式取引所・商品取引所がある。

○商工會議所は市の區域によつて設けられるのが原則である。なほ日本商工會議所は、全国的に共同して設けられたのである。

は、商品の銘柄によつて、大量に賣買取引を行ふのを特徴とする。その間におのづから公定の相場が立ち、商品價格の變動を調整する効果を有するが、また往々にして投機心を刺戟して、弊害を醸すことも少くない。それゆゑ、取引所の設置組織經營などには、嚴重な監督の制度がある。

商業界に於ても、競争は激しく、商人は一刻の油斷も出來ない。これに處するには、たゞ誠實を旨とし、無用の懸引を弄することなく、小賣にあつては一般に正札現金の販賣をするがよい。一時は奇計を以て相手を欺くことも出來ようが、それは決して永遠に榮える道ではない。

既に工業の項に示した助成機關の多くは、また商業についても同じ機能を有する。即ち、(一)商工會議所、(二)重要物産同業組合、(三)商品検査所、(四)商品陳列所などがそれである。なほ商業教育のためにある學校講習會や、國府縣からの補助金・奨励金なども、皆商業の

○畜産組合・漁業組合などに、それぞれその産業を助成する機關である。

發達に資するところが大きいものである。

その他の産業 右に掲げた農工商業以外にも、重要な産業がなほ種々ある。そのうちでも、有用礦物を採取する鑛山業、家畜を牧養し、畜産製造を盛にする畜産業、水産物の漁獲・養殖などをする水産業、造林・斫伐などを主とする林業などは、いづれも國民生活に直接の關係を有し、また國民經濟の消長に關することが甚大であるから、そのために補助金・獎勵金交付の制度や、各種の試験場や自治的の公共團體などがある。

第十四章 貨幣及び金融

貨幣 現代では、經濟生活は何人にとつても最も直接なものになつてゐるが、地域的にも、また一職業のうちにも、於ても、おのづから分業が盛に行はれるから、生活に必要な財貨を相互に交換しな

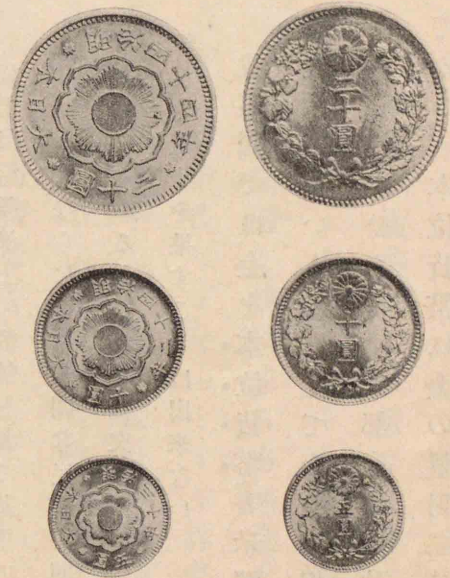
いでは、私達は一日も満足して暮されない。そしてこの間に、需要供給の關係が極めて複雑に動いてゐる。しかも今日は昔のやうな物々交換の不便を除いて、媒介たるものにより、交換は専ら間接的に行はれてゐるのであるが、この場合に交換の媒介たるものは貨幣である。

貨幣は、(一)經濟上の價值を量る基準で、(二)その價值を移轉し、且保存するものでなければならぬ。未開な民族の間には、貝殻・布帛・家畜などを以て貨幣とするものもあるが、これ等は文明人に用ひられてゐる金銀のやうに、完全に貨幣たる職分を果すことは出来ない。

我が國では、金を本位貨幣、表示價格が實價と等しく、強制通用に制限額のないものとしてゐる。但し現在は、國內の通常の支拂には實際に用ひられず、大部分は補助貨幣及び兌換券がそれに代つてゐる。本位貨幣は金の量目二分(〇・七五瓦)を價格の單位とし、こ

○補助貨幣は表示價格が實價よりも高く、強制通用に金額の制限がある。

○私人は地金を提
供して貨幣鑄造
を請求すること
が出来る。



幣貨位本

換紙幣(二)兌換紙幣がある。前者は法律によつて通用力が認められるだけで、発行者が貨幣(正貨)と引換へる義務を負はないものであり、後者は請求によつて何時でも発行者が貨幣と引換へる義務を負ふものである。

れを圓と名づけ、五圓十圓二十圓の三種の金貨がある。補助貨幣には銀貨・白銅貨・青銅貨の三種がある。貨幣の製造發行は、すべて政府がこれを掌る。

貨幣に代用する一種の證券を紙幣といひ、これに、(一)不

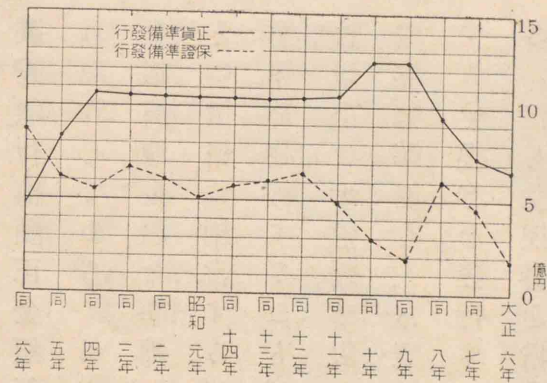
兌換紙幣と同じ職分のものを中央銀行などに發行させて、これ

に代へるのが即ち兌換券(兌換銀行券)である。我が國では日本銀行にこの發行を許し、別に新領土租借地などについては朝鮮銀行・臺灣銀行・横濱正金銀行などにもこれを許してゐる。日本銀行では、(一)金銀貨・地金銀を準備して、(正貨準備)その價格に相當するだけ自由に兌換券を發行することが出来るが、それ以上に十億圓を限り、一定種類の證券を準備して、(保證準備)これに對する兌換券を發行することが出来る。但し兌換券を増發する必要のある場合には、大藏大臣の許可を得て、一定率の税を納めれば、更に保證



行銀本日

準備によつて發行することが出来る(限外發行)
物價 物が貨幣と交換される割合を價格(値段)といひ、個々の物



費以下に低くなれば生産が減少し、供給が減じて價格が高くなる。右は或物の價格についていふのであるが、總括的には物價は、貨

○貨幣の流通が速かであれば、流通量の多いのと同じ結果になる。

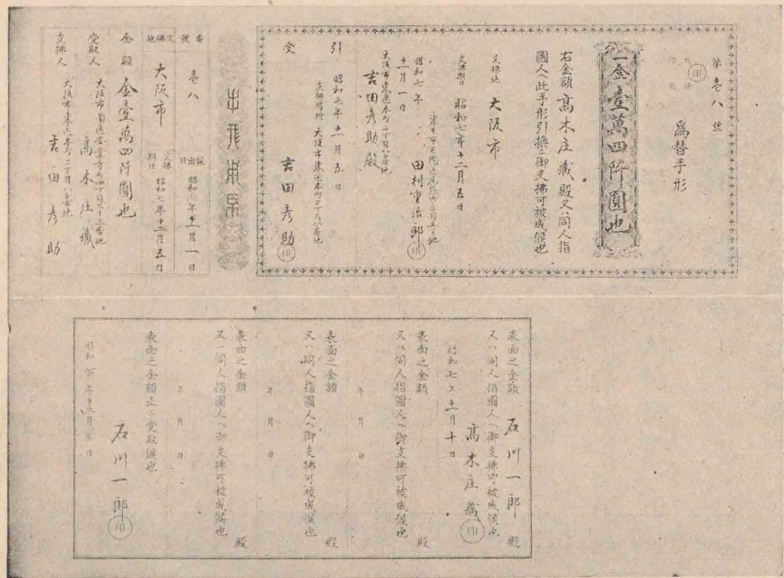
幣との關係によつて變動する。即ち物の需要供給による價格の變動は、その物の種類による個別の間に起る影響に本づくが、物價として總括的に考へる場合には、その變動は主として貨幣の購買力の變動によつて生ずるといひ得る。そして貨幣の購買力は貨幣の價値により、また貨幣の價値は貨幣の流通量及び流通速度によつて變動する。即ち貨幣の流通量が多くて、それに流通の速度が速かであれば、貨幣の價値が減じて、物價はいよゝゝ高くなり、これに反すれば、物價が低くなる。いはゆる好景氣の場合には貨幣の需要が多く、ために通貨の膨脹となつて一般物價が高くなり、不況の場合には貨幣の需要が少くなり、通貨の收縮となつて物價が低くなる。中央銀行はこれ等の狀況に顧みて、兌換券の發行・回收を試み、その需要供給の調節に努める。なほ信用證券も貨幣の代用として、貨幣同様の作用をなすものである。

○物價指數によれば、大體に貨幣の價値の高低が分る。

また物價の激變は經濟界に悪影響を及ぼすものであるが、米穀の如き日常生活に必須なものにあつては、特にこれに注意する必要がある。これを自然のままに放任すれば、種々の社會問題をも惹起することになるから、國家は物價調節の方策を講じて、國民生活の安定を圖ることがある。

なほ物價變動の大勢は、物價指數によつて分る。それは或時期の物價を百と定め、その後の各時期の物價を百分比率で表示したものである。我が國では、商工省日本銀行商工會議所などでこれを發表してゐる。

信用 生産または消費上の必要から行はれる貨幣の貸借を信用といひ、これを貸借雙方の關係について信用取引といふ。信用には、(一)支拂を保障するために物を擔保とする對物信用、(二)人の經濟力を信じてする對人信用がある。いづれも、他日債務の辨濟を受けることが出来るといふ信頼によるといつてよい。



偽替手形(上)表(下)裏面

昔は生活が比較的單純であり、信用はさして重きをなさなかつた。然るに、經濟的活動が盛になり、經濟關係が複雑になるに伴つて、貨幣を中心とする經濟の時代が現出したが、更に進んで、今や信用を基礎とする時代になりつゝある。

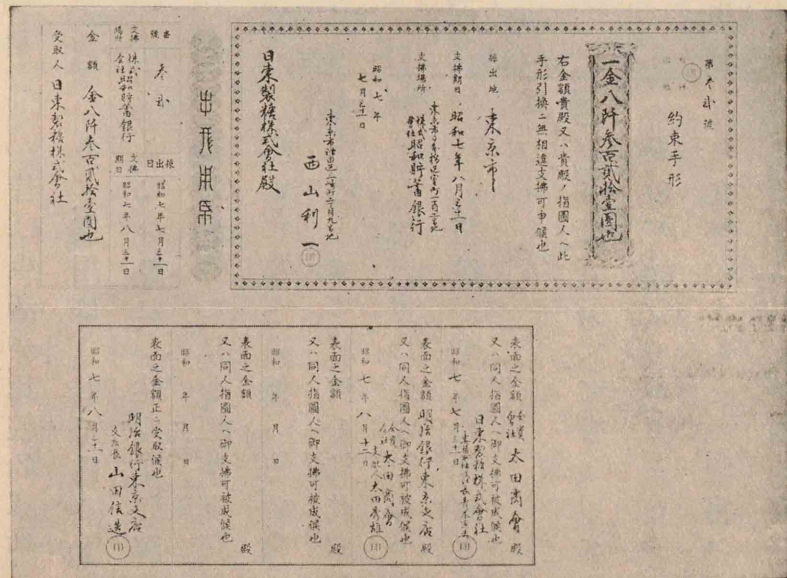
信用取引は文書を以てするものが通常である。かやうな文書のうち、その證書の裏書または引渡の如き簡單な

○社債券・株券などの記名式のもの、譲渡に際し、名義書換の手續をとるのが本則であるが、實際は白紙委任状で引渡によつて譲渡されることが多い。

方法で、證書に示された権利が譲渡され、何人でも證書を取得したものが、證書面に示された義務者に権利の行使の出来る信用證券または有價證券と呼ぶものがある。公債證書、社債券、株券手形などはこれである。

手形には、爲替手形、約束手形、小切手の三種がある。

(一) 爲替手形 振出人(債権者)が支拂人(債務者)に向つて、受取人またはその指圖人



面裏(下) 面表(上) 形手束約

に、一定の金額を所定の期日(満期日)に、所定の地に於て支拂ふことを委託する證券である。そして満期日以前に支拂人に呈示して、その支拂の引受を求めることが出来る。この場合には、その支拂人を引受人といふ。

(二) 約束手形 振出人(債務者)が受取人(債権者)またはその指圖人に一定の金額を所定の期日(満期日)に、所定の地に於て支拂ふことを約束する證券である。

(三) 小切手 銀行に預金のあるものが銀行に對して振出し、これを呈示した名指人またはその指圖人若しくは持參人に一定の金額を支拂ふことを委託する證券である。

金融機關 信用經濟の時代にあつては、その貸借雙方の間にあつて、これを媒介するものが必要である。金融機關はかうして發達して來たのであるが、これによつて、資金の需要者も供給者も少しの不安もなく、互にその目的を果すことが出来る。

現代に於ける金融機關としては、まづ銀行を擧げなければなら

○兌換銀行券發行は特別な銀行にだけ限られてゐることは既に述べた。

ない。銀行の業務は、(一)他人から信用を受ける方面(資金の吸収)と(二)他人に信用を與へる方面(資金の放出)とある。別にその取扱ふ信用からいへば、(一)長期信用を主とする特殊銀行と、(二)短期信用を主とする普通銀行とがある。

資金の吸収は、主として左の方法による。

(一)債券發行 長期信用によつてするのが多い。特殊銀行に見るところである。

(二)預金 普通銀行の最も力を注ぐところである。これに數種ある。

イ、當座預金 請求あり次第支拂ふ。預金者は支拂請求のために小切手を振出すことが出来る。

ロ、特別當座預金 請求あり次第支拂ふが、小切手の利用が出来ない。利殖保管のためにする。

ハ、通知預金 預金者の豫告に本づき、その指定の期日に支拂ふ。

ニ、定期預金 や、長期(六箇月・一年など)を期間とし、利殖のためにする

ので、期間中には拂戻を請求し得ないことになつてゐる。

ホ、貯蓄預金 貯蓄銀行の取扱ふもので、小口または定期の預金受入をなし、貯蓄利殖に便ならしめるものである。

資金の放出は、主として左の方法による。

(一)貸付 普通は擔保を要する。償還の期間は比較的長い。特殊銀行の行ふのは、多くは年賦償還による。

(二)手形割引 満期日以前の手形を受けて、支拂期日までの利息を差引き、その殘金を渡す。貸付の一種である。

なほ多くの銀行で取扱ふ爲替は、資金の吸収・放出二方面に關する。それは、銀行が爲替手形を買取り、または爲替手形を作成して依頼人に賣渡し、買取つた手形は支拂地の支店または爲替取組店に送り、期日を待つて取立をさせるからである。これを國際間に推及ぼしたのが、いはゆる外國爲替である。例へば、或國に對して送金しようとするものは、日本の貨幣でその國の貨幣表示の手形

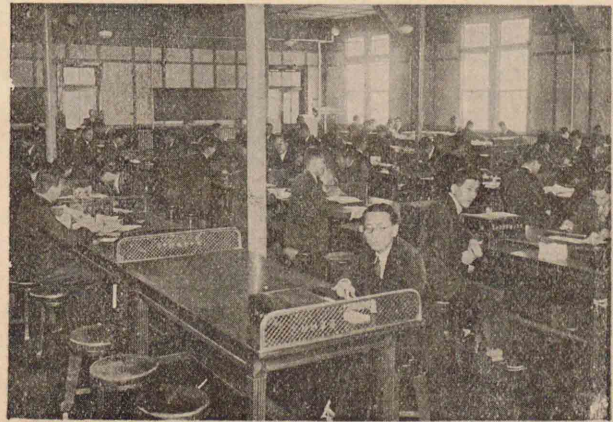
○貯蓄銀行の取扱ふ預金には、普通貯金(複利の方法による積金及び一回の受入額十圓未満のもの)、据置貯金(豫め拂戻の期限と預金受入の回数とその時期とが定つてゐるもの)、定期積金(銀行が支拂ふべき給付金の額とその支拂時期とが一定し、これに對し給付金を受くべきものが拂込むべき金額の回数と時期とが一定してゐるもの)などがある。

○外國爲替を取扱ふ銀行は、横濱正金銀行及び特別の大銀行である。

を買取り、これを債権者に送る。この
賣買値段を爲替相場といふ。

銀行に關聯して忘れてならないのは、手
形交換所である。これは大都市に設けら
れ、加盟銀行間の受拂の決済を行ふもので
ある。これによつて、現金を授受すること
なく、振替によつて複雑な貸借關係を清算
することが出来る。

郵便局・質屋・無盡業者なども金融機
關として有力であるが、別に信託會社
もある。これは他人に代つて、(一)金・錢・(二)有價證券・(三)動産・(四)土地及
びその定着物・(五)地上權及び土地の賃借權に限り、保管増殖をなす
のである。このうち金・錢・信託は、實質は銀行の定期預金と同じい。



部内所換交形手京東

信託會社は社會的信用が大きく、基礎の堅實なことを要するから、
必ず百萬圓以上の株式會社でなければならぬ。

なほ信用組合は共存共榮の精神から出た産業組合の一種であ
り、組合員に對して資金を貸付け、及び貯金の便を得させるもので、
農村などには極めて適切な組織である。また質屋は動産を擔保
として金・錢を貸付けるので、庶民の金融機關として特殊の地位に
ある。これには公益質屋といつて、市町村または公益法人が經營
してゐるものもある。

各種の金融機關は、經濟的にも社會的にも重い地位にあり、一旦
その經營を誤れば、延いて社會に甚大な弊害を及ぼす。これ等を
利用するには、私たちはその實質を究め、みづから安全にすると共
に、その業者をして常に省みるところがあらしめたい。

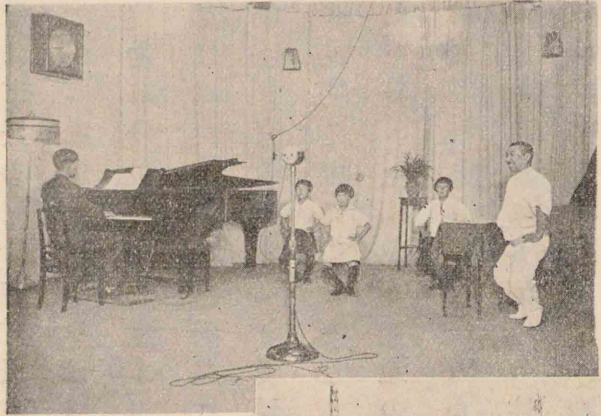
第十五章 交通

交通機關 一般の交通のためにする設備を交通機關といひ、これを大別して通信機關と運輸機關との二種にする。郵便電信電話ラヂオなどは前者に屬し、道路鐵道港灣船舶飛行機などは後者に屬する。

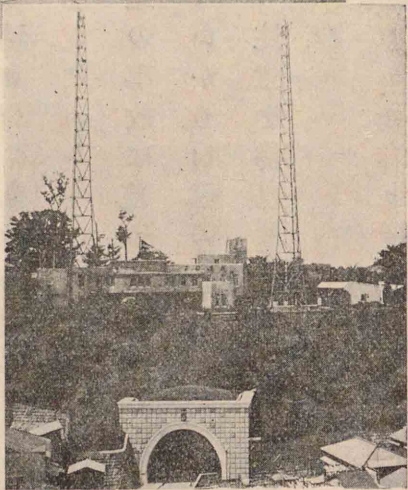
○郵便物の特別取扱には、市内特別郵便・速達郵便・航空郵便がある。

郵便は我が國でも、世界列國と同じく官營である。これは正確を期し、且料金が低廉でなければならず、文化的公共的の事業として極めて重要な性質を有するからである。これに内國郵便と外國郵便とあり、いづれにも通常郵便小包郵便があり、通常郵便には第一種から第五種までである。なほ一般に特殊取扱として、書留價格表記があり、また引受配達については留置別配達配達證明内容證明切手別納があり、別に集金郵便などもある。

○外國郵便・外國電信は萬國聯合郵便條約・萬國電信條約・國際無線電信條約などにより、締盟各國との間に通信することが出来る。



(上) ラヂオ機操の放送 (下) 東京中央放送局(愛宕山演藝所)



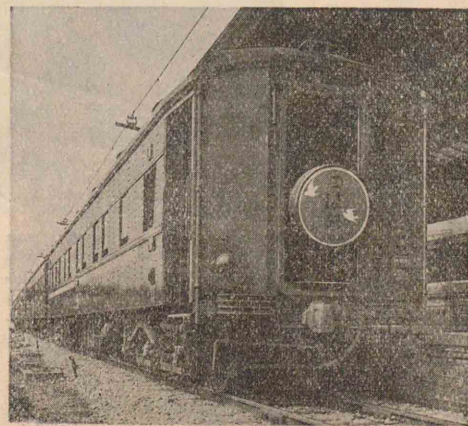
電信は概ね官營であり、内國電信と外國電信とあるが、この二種を通じて有線電信無線電信がある。

これ等に至急親展返信料前納同文などの特殊取扱が定められてゐる。電話も電信と同じく、主として官營である。ラヂオは近年始められたものであるが、通信上ばかりでなく、教化上にも利用されて、その普及は近頃著しい。これは民營であり、逓信大臣の監督を受けてゐる。

○東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋では、市長が国道・府縣道を管理する。

道路は国道、府縣道、市道及び町村道を含み、すべて國家の營造物である。原則としては、国道、府縣道は府縣知事が、市道または町村道は市長または町村長がこれを管理する。道路を利用するものには牛馬車、自動車などがある。近來自動車の増加は注意すべきである。なほ私たちは、日常道路によることが多い。随つてこれを愛護し、苟くも他の妨害となることをなさないやうにしたい。いはゆる交通の事故は道路に於て起るのが少くないから、自己の安全のためにも細心の注意を拂はなければならぬ。

鐵道は交通上はもとより、政治上、軍事上、經濟上にも至大な關係

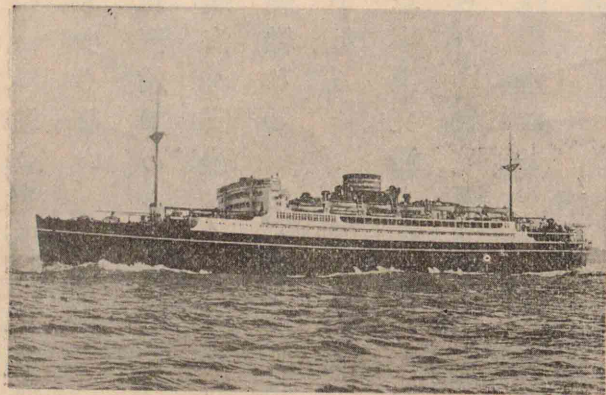


號めばつ急特超線海東

を有する。そして全國に互つて、幹線はすべて國有であり、快適な急行列車をも運行させてゐる。また國有と民有との別なく、電車を運轉してゐる區間も近時著しく増加した。これは一面に於て、電氣事業の發達して來たことを示すものである。

河川は我が國の地勢からして、その交通に利用されることは一般的ではないが、併し地方的には重要な任務を帯びてゐるものも少くない。

港灣には軍港、要港、開港、漁港などがあり、その主なものは國費を以て修築施設をする。また我が國は海岸線の長いために、自然の良港もあり、それ等を基點と



丸 父 秩

○命令定期航空路
には、東京大連
線・大阪上海線
(後者は既に大
阪・福岡だけ開
始、以上日本航
空輸送會社)・大
阪四國線(日本

して開拓されてゐる航路も多い。航路には補助金を與へ、命令航路として定期航海をなさしめてゐるものも少くない。

これ等の航路についてゐる船舶は、概ね汽船である。汽船には世界的に見て優秀なものもある。なほ航海を安全ならしめるために、燈臺などの航路標識や水難救済の組織などがあり、別に船舶に對する検査や船員に對する監督などがある。

航・空・事・業は最近の發達にかゝり、その軍事上交通上に及ぼす影響は殆ど想像以上にある。これに従ふものは、我が國では主として飛行機・飛行艇であるが、中には一定の航空路により、定期に旅客郵便物・小貨物の輸送を行つてゐるものもある。

交通と文化 一國の文化はその文物制度によつて示されるが、その全般に互つて大きな働をなすものは交通である。現代は産業・軍事政治などの施設・經營は、國家的に或は國際的になされるや

航空輸送研究
所・東京新潟線
(朝日定期航空
株式會社)があ
る。

(上)東京飛行場(東京市外羽田町)
空の客



うになつたが、交通のこと
もその例に洩れない。

我が國は明治時代以來、
國としてまことに驚異す
べき飛躍を遂げた。併し
若しその間に交通機關を
無視したならば、果して今
日あるを得たであらうか。交通と文化
とは實に密接な關係を有するのである。
およそこれ等の交通機關は天下の公
器である。自己と同様にこれ等を用ひ

他人が常にあることを思ひ、これが利用に當つては、秩序を守り
規律を尙び、交通・道徳を完うするやうにしたい。そして交通機關

を善用することによつて、人々の相互依存を十分にし、私達の社會
人たる自覺を一層確實にすべきである。

女子公民科教科書 卷上終

昭和七年七月二十六日 印刷
昭和七年七月三十日 發行
昭和七年八月十九日 訂正再版印刷
昭和七年八月二十三日 訂正再版發行

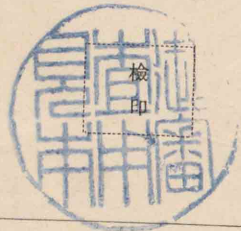
女子公民科教科書

全二冊

〔價 定〕

上卷 金五十五錢

下卷 金三十五錢



發行所

東京市小石川區小日向水道町八十四番地

株式會社 東京開成館

電話 小石川 (85) 288 328 483 821 899
振替貯金口座 東京五三二二番

著 者	河 田 嗣 郎
著 者	鳩 山 秀 夫
發 行 者	東京市小石川區小日向水道町八十四番地 株式會社 東京開成館 代表者 松本 繁 吉
印 刷 者	東京市小石川區松ヶ枝町十六番地 内 海 岩 吉

美濃部製本所印刷部印刷

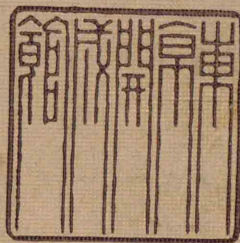
darling
dove
owl

Handwritten notes in Chinese characters, including the characters '水' (water) and '枝' (branch).

Handwritten notes in Chinese characters, including the characters '津' (Tianjin), '山' (mountain), '塔' (pagoda), and '枝' (branch). The notes are arranged in vertical columns.

第三学年

津山塔枝



才學年

市川

広島大学図書

2000054298

